

知的財産戦略の進捗状況

知的財産推進計画2008 参考資料

2008年6月18日

知的財産戦略本部

目次

第1章 知的財産の創造.....	1
1. 基礎研究分野の創造力の強化.....	1
(1) 競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当.....	1
(2) 技術戦略マップの作成.....	1
(3) 特許・論文情報統合検索システムの構築.....	1
(4) 研究における特許使用の円滑化.....	1
(5) 分野別知的財産戦略の策定.....	1
2. 大学、研究機関における知的財産戦略の強化.....	2
(1) 大学知的財産本部.....	2
(2) 技術移転機関（TLO）.....	3
(3) 各種アドバイザーの大学等の派遣・訪問.....	4
(4) 大学の特許取得件数等.....	4
(5) 大学等の海外特許出願支援.....	5
(6) 大学技術移転協議会.....	5
(7) 特許料等の特例.....	6
(8) 税制改正.....	6
(9) 大学における知的財産の管理.....	7
3. 事業化に向けての研究開発の促進.....	7
(1) 大学発ベンチャーの増加と経済効果.....	7
(2) 大学におけるライセンス対価としての株式取得.....	8
(3) 日本版バイ・ドール制度.....	8
(4) 産学連携に関する各種会議の開催.....	9
(5) 職務発明.....	9
第2章 知的財産の保護.....	10
<保護の強化>.....	10
1. 新技術等の適切な保護.....	10
(1) 医療関連行為の特許保護.....	10
(2) 実用新案の保護.....	10

(3) 医薬品の試験データの保護	10
(4) 植物新品種の保護.....	10
(5) デザインの保護	11
(6) ブランドの保護	11
2. 国際知的財産システムの構築.....	11
(1) 世界特許システムの構築に向けた取組	11
(2) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力.....	12
(3) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の開催	13
(4) T R I P S協定の改正	13
3. 知的財産の安定性・実効性を高める	13
(1) 知的財産高等裁判所の発足	13
(2) 紛争処理機能の強化.....	14
(3) 質の高い特許出願の促進.....	14
(4) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化	14
(5) 農林水産省知的財産戦略本部.....	15
4. 知的財産の権利付与を迅速化する.....	15
(1) 特許審査の迅速化・効率化	15
(2) 特許審査の処理能力の向上	16
(3) 出願・審査請求等の権利化活動の適正化.....	17
5. 利用者の利便性を高める	17
6. 技術流出を防止する	19
<模倣品・海賊版対策>	19
1. 外国市場対策.....	19
(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」	19
(2) 侵害発生国・地域への対策	20
(3) 国際的な連携.....	21
(4) 模倣品・海賊版対策の能力構築の支援	24
(5) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ	24
2. 水際における取締り	24
(1) 税関による取締り	24
(2) 税関の体制	26
3. 国内における取締り	27

4. インターネット上の対策	28
(1) インターネットオークション対策.....	28
(2) インターネット上の海賊行為への対策	29
5. 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動	29
6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制.....	29
(1) 政府内の連携.....	29
(2) 官民の連携	30
第3章 知的財産の活用	31
<知的財産の戦略的活用>.....	31
(1) 知的財産の活用状況.....	31
(2) 知的財産の情報開示.....	31
(3) 知的財産の価値評価	31
(4) 知的財産信託.....	32
(5) 企業のライセンス活動の円滑化	32
(6) 特許流通促進事業.....	33
(7) 知的財産担保融資.....	33
(8) 独占禁止法違反事件の処理	33
(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化.....	34
(10) 事例集・マニュアルの公表.....	34
(11) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	35
(12) 移転価格税制に関するガイドラインの公表.....	35
<国際標準化活動の強化>.....	35
(1) 「国際標準総合戦略」の策定	35
(2) 産業界の意識改革に向けた取組.....	35
(3) 国際標準化支援センターの設置	36
(4) 情報通信分野における標準化活動の強化.....	36
(5) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定.....	36
(6) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定	36
(7) 関係府省庁連絡会の設置.....	36
(8) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールの実用開始..	37
(9) 国際標準化機関における議長・幹事等の獲得.....	37

(10) 国際標準に関する内閣総理大臣表彰等の創設	37
(11) 「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」の策定	37
＜中小・ベンチャー企業の支援＞	38
(1) 「知財駆け込み寺」の設置	38
(2) 支援制度の拡充	38
(3) 知的財産権に関する行動指針の策定	39
(4) 「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定	39
(5) 関連法の制定	39
＜知的財産を活用した地域振興＞	40
(1) 地域知的財産戦略本部	40
(2) 地方公共団体の知的財産戦略	40
(3) 知的クラスター創成事業、産業クラスター計画	41
(4) 地域資源の活用支援	41
 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり	 42
＜デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する＞	42
1. コンテンツ市場の規模	42
2. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦の促進	42
(1) 地上デジタル放送のIP再送信の開始	42
(2) 通信・放送の融合時代に向けた取組	42
(3) ICTを活用した新たなサービスの開発・実証実験	42
3. 世界に目を向けたグローバルなビジネス展開の促進	43
(1) 「アニメ文化大使」事業の開始	43
(2) 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催	43
(3) コンテンツグローバル戦略の策定	43
(4) 映画に関する協力覚書の締結	43
(5) 京都国際マンガミュージアムの設立	44
(6) アジアとの連携強化	44
(7) 東京アニメセンターの設立	44
(8) 音楽レコードの還流防止措置の導入	44
4. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通促進	45
(1) 放送コンテンツの二次利用に関する契約ルールの形成	45

(2) 「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の開設	45
(3) 権利の集中管理の拡大	45
(4) 著作物の裁定制度の手続の見直し.....	45
(5) 業界の近代化・合理化	45
(6) 利用とのバランスに留意した著作物の保護	46
(7) デジタル放送におけるコンテンツ保護方式の見直し.....	47
(8) 適法な音楽配信の識別マークの運用開始（再掲）	47
(9) ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害に対する対策の強化（再掲）	47
(10) 青少年の健全育成に向けた自主的な取組	47
5. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境の整備.....	47
(1) 人材育成の進展	47
(2) 「映像産業振興機構（V I P O）」の設立.....	48
(3) コンテンツに関する研究開発の推進.....	48
(4) 資金調達手段の多様化	48
(5) フィルムコミッションの活動の活発化	49
(6) 「国際漫画賞」の創設	49
6. コンテンツ促進法の的確な運用	50
<日本の魅力をいかした日本ブランド戦略の推進>	50
1. 日本の魅力の発信とその基盤整備.....	50
(1) 分野横断的な日本ブランドの発信.....	50
(2) 統計・海外情報の整備	50
(3) 外国人観光客への発信	51
(4) 日本人の感性をいかした日本ブランドの発信.....	51
2. 豊かな食文化の醸成	52
(1) 優れた日本食、食材の創出	52
(2) 安心・安全な日本食、食材への信頼の向上	52
(3) 優れた日本の食文化の再評価と国内外への発信強化.....	52
(4) 食文化に関する民間主体の取組の促進	53
3. 多様で信頼できる地域ブランドの確立.....	53
(1) 地域ブランドの創出、発信の取組への支援	53
(2) 消費者に対する地域ブランドの信頼性の確保.....	54

4. 日本のファッションを世界のブランドとして確立.....	54
(1) クリエーションを活性化するための環境整備.....	54
(2) プロモーションの強化	55
第5章 人材の育成と国民意識の向上	56
(1) 知的財産人材育総合戦略の第1期に関する評価.....	56
(2) グローバルな知的財産人材育成	56
(3) 知的財産専門人材の育成.....	56
(4) 知的財産創出・マネジメント人材の育成.....	57
(5) 国民の知的財産意識の向上	57
(6) 研修機関における取組	58
(7) 教材・教育ツールの開発.....	58
(8) 知的財産管理技能検定	59
(9) 大学等における取組.....	59
(10) 大学等への支援事業.....	60
第6章 これまでに成立した知的財産関連法等	62
(1) これまでに成立した知的財産関連法一覧.....	62
(2) これまでの検討経緯	64

第1章 知的財産の創造

1. 基礎研究分野の創造力の強化

(1) 競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当

特許関連経費を安定的に確保するため、2005年3月、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせである「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」が改定され、競争的資金の間接経費を特許関連経費に充当できることが明確化された。

(2) 技術戦略マップの作成

新産業を創造するために必要な技術目標を示し、我が国の研究開発の推進、異分野・異業種の連携、技術の融合を促進するため、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会の審議を経て、2008年4月、「技術戦略マップ2008」が策定された。

(3) 特許・論文情報統合検索システムの構築

2007年1月、工業所有権情報・研修館において、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできる「公報固定アドレスサービス」が開始された。また、2007年3月、JSTにおいて、大学等の利用者が特許公報データと論文情報とを同時に検索できる「特許・論文情報統合検索システム」の運用が開始され、同年9月からは企業等でも同システムを利用することが可能となった。

(4) 研究における特許使用の円滑化

総合科学技術会議において、2006年5月、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知財権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された。また、2007年3月、同会議において「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が作成され、これを踏まえて、同年12月、「ライフサイエンス分野のリサーチツール特許等に係る統合データベース関係局長等会議」が設置された。

(5) 分野別知的財産戦略の策定

2007年11月、「分野別知的財産戦略」を策定し、科学技術基本計画で定めた重点推進分野（ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料）等にお

ける知財上の現状と対応策等を整理するとともに、我が国として今後取り組むべき知的財産戦略の基本的な在り方をまとめた。

2. 大学、研究機関における知的財産戦略の強化

(1) 大学知的財産本部

2003年7月、大学の知的財産の創出・管理・活用を組織的に実施するため、「大学知的財産本部整備事業」実施機関として全国で43の大学知的財産本部が発足した。

また、2005年7月に、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」として、6大学が選定された。

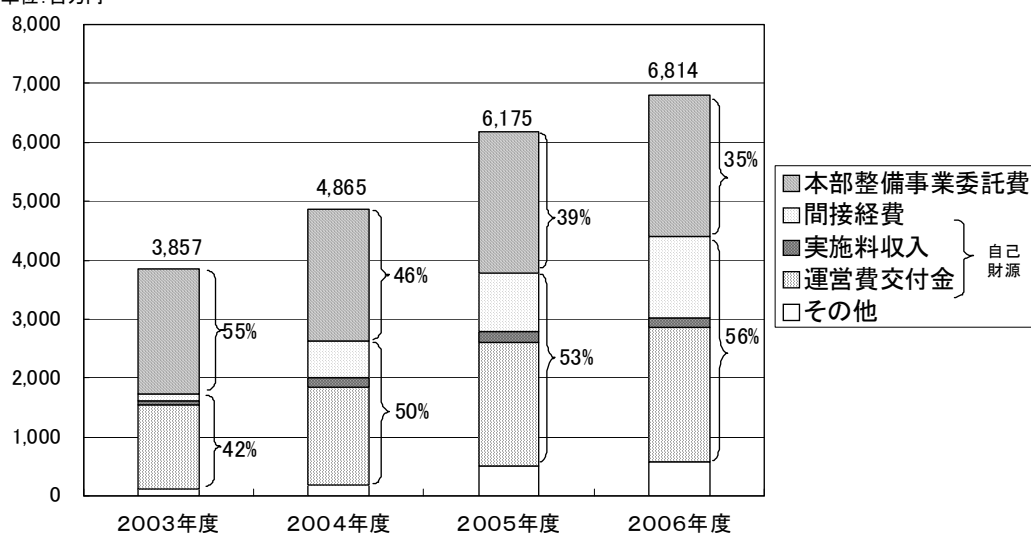
さらに、国際機能の強化を図るべく、2006年8月に、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会において「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」が取りまとめられた。これを受けて、2007年4月に、「国際的な産学官連携の推進体制整備」選定機関として12件、「特色ある国際的な産学官連携の推進機能支援プログラム」選定機関として5件が選定された。

また、2007年8月に、同委員会において、今後の産学官連携についての基本的な考え方等に関して、「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて(審議のまとめ)」がとりまとめられた。

これらの取組の結果、大学における特許関連経費（特許出願・体制整備等）は増加傾向にあり、2006度は2003年度の約1.8倍となっている。また、自己財源の割合（間接経費、実施料収入、運営費交付金）も5割を超えるなど着実に増加している。

大学における特許関連経費の推移

単位：百万円



※大学知的財産本部整備事業実施43機関を対象

出所：文部科学省

(2) 技術移転機関 (TLO)

大学等の研究成果を民間に移転することを目的とする技術移転機関 (TLO) については、2008年4月末現在で承認TLOとして48機関、認定TLOとして4機関が選定されている。2007年4月に承認を受けた東京工業大学の例は、大学が提携先の外部TLOの業務を承継し、組織として一本化した初めてのケースである。

また、技術移転実績が特に優れたTLO (スーパーTLO) として、2008年4月末現在で7機関が選定されている。

国立大学法人法に基づき、2006年3月には新潟大学による(株)新潟ティーエルオーに対する出資が、また2007年2月には東京大学による(株)東京大学TLOに対する出資が認められた。

2004年度から2006年度までの間に、大学・大学知的財産本部・TLOに対する産業界からの評価として「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」が公表されるとともに、2005年5月に「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方」が、2007年4月に産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進小委員会において「産学連携の現状と今後の取組」が取りまとめられ、各大学・大学知的財産本部・TLOに対し周知された。

TLOの技術移転実績としては、ロイヤリティ収入額が2003年度の約5億5,400万円から、2006年度には約6億9,100万円に伸びている。

(3) 各種アドバイザーの大学等の派遣・訪問

i) 大学知的財産アドバイザー

大学が知財の管理部門を運営するための組織を構築することを支援するため、2003年度に10大学、2004年度に17大学、2005年度に17大学、2006年度に23大学、2007年度に21大学に対し、大学知的財産アドバイザーが派遣された。

ii) 特許情報活用支援アドバイザー

特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、工業所有権情報・研修館により、2007年度に45都道府県に対し、特許情報活用支援アドバイザーが計54名派遣され、全国の大学等を訪問し、533回の指導・研修を行った。

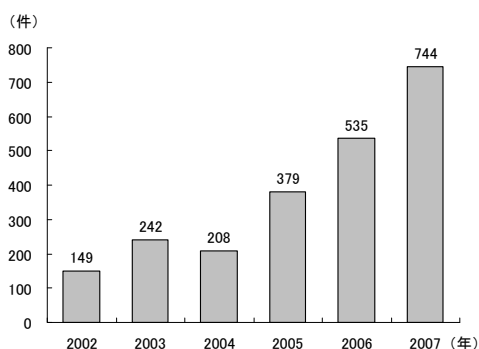
iii) 特許流通アドバイザー

大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、工業所有権情報・研修館により、2007年度に46道府県、37TLO、6経済産業局に対し、特許流通アドバイザーが計106名（2008年3月末）派遣された。

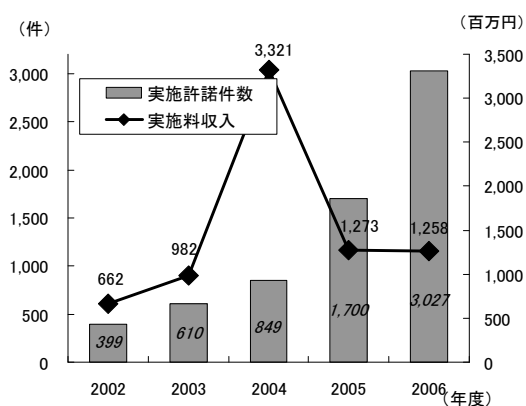
(4) 大学の特許取得件数等

大学知的財産本部やTLOの整備等を受けて、大学等の特許取得件数、特許実施許諾件数及び実施料収入は増加している。他方、日米を比較すると依然格差が存在する。

2002年→2007年で大学等の国内特許取得件数は約5倍



2002年度→2006年度で特許実施許諾件数は7.6倍、実施料収入は1.9倍



※大学等の国内特許取得件数は、特許査定の日ベースの件数（暦年）。

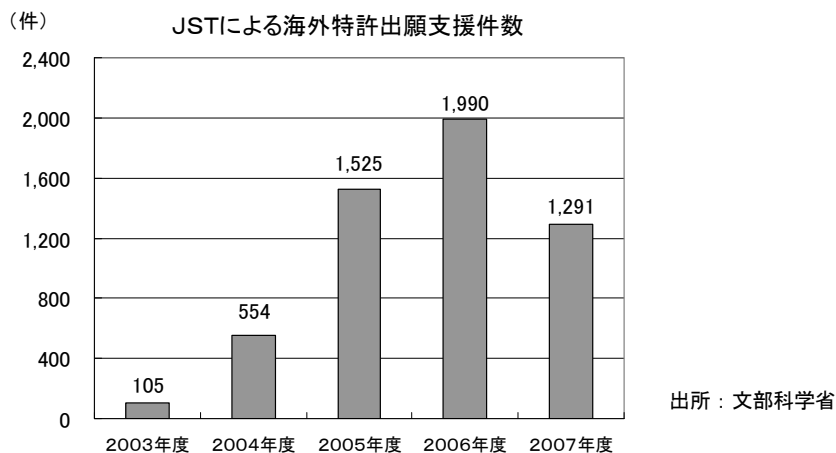
「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料（国立大学等の特許分）及び経済産業省資料（承認TLOに係る特許分）により合算して算出（年度）。2004年度実施料収入は、エクイティの売却収入を含む。技術移転活動の日米比較

	日本	米国
機関数	大学知的財産本部等 161 機関 承認 T L O 48 機関	155 機関
特許取得件数	744 件	2,792 件
実施許諾件数	3,027 件	4,038 件
実施料収入	12.6 億円	12.5 億ドル

- ※・日本の機関数は、2007年3月末時点（文部科学省）、承認 T L O 数は 2008年4月末時点（経済産業省）
- ・日本の実施許諾件数、実施料収入は、文部科学省資料（国立大学等の特許分）と経済産業省資料（承認 T L O に係る特許分）により合算して算出（2006年度）。
 - ・米国の数字は、2006年度実績（“AUTM License Survey 2006FY”より）
 - ・日本の特許取得件数は、特許庁調べ（2007年）

（5）大学等の海外特許出願支援

大学等の海外出願比率を高め我が国の国際競争力を強化するため、2003年度から、科学技術振興機構（JST）により大学等の海外特許出願経費の支援が開始された。



（6）大学技術移転協議会

大学知的財産本部と T L O の連携・協力を促進するため、2003年8月、米国大学技術管理者協会（AUTM）をモデルとして、従来の「T L O 協議会」が「大学知財管理・技術移転協議会」に改組され、大学知的財産本部の参加が可能になった（その後、2005年6月に「大学技術移転協議会」に名称変更）。2008年4月時点で、37の T L O 及び37の大学知的財産本部が参加している。

また、2007年9月、同協議会が主催する研修会「UNITT2007 第4

回産学連携実務者ネットワーク」が開催され、全国の産学連携実務者のスキル向上が図られた。

(7) 特許料等の特例

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、大学等の特許料及び審査請求料を軽減もしくは免除することができる対象として、大学研究者とポスドク・院生等との共同発明に係る権利を大学が承継した場合及びTLOから元の大学に権利が返還された場合を追加することとされた。

(8) 税制改正

2003年度税制改正において、私立大学等を設置する学校法人であって一定のもの（以下「学校法人」という。）に対する個人による現物寄附に係る国税庁長官の承認手続が簡素化されるとともに、学校法人がこの承認手続を受けた財産で基本金に組み入れたものを譲渡した場合、その譲渡した財産に代わるべき資産については、その売却額をもって取得する資産で、その資産を基本金に組み入れたものとされた。

2004年度税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた指定寄附金について、募集対象事業等をあらかじめ特定することを不要とするなど手続の簡素化が図られた。

2005年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額の上限が総所得金額等の25%相当額から30%相当額に引き上げられた。

2006年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その適用下限額が1万円から5千円に引き下げられた。

2007年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額の上限が総所得金額等の30%相当額から40%相当額に引き上げられた。

(9) 大学における知的財産の管理

①機関帰属原則を始めとする学内ルールの整備

2004年4月の国立大学法人化を契機に、産学連携や技術移転活動を効率的に実施するために大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させるという機関帰属原則のルールが整備されつつある。文部科学省が産学官連携活動を行っている全国の国公立大学等に対して行った調査によれば、機関帰属原則は、国立大学等の96%（92校中88校）、公私立大学等の39%（467校中180校）において採用されている（2007年3月末時点）。

また、大学における知財の管理や活用等のルールづくりを促すため、2006年3月に、次の報告書が取りまとめられ、関係機関に周知された。

- ・「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」
- ・「産学官連携のために知的財産を運用する上で生じる特許法等の問題点と課題」
- ・「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」

「大学知的財産本部整備事業」実施43機関のルール整備状況（2008年3月末時点）

「知的財産ポリシー」を整備済みの機関	43件
「職務発明関係規定」を整備済みの機関	43件
「利益相反ポリシー」を整備済みの機関	42件

出所：文部科学省

②大学における営業秘密の管理

大学において産学連携の推進や知財の適切な管理を円滑に進めるために、2004年3月、「知的財産、企業秘密保持への指針」が作成され、同年4月、「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。2005年6月の不正競争防止法の改正に伴い、2006年5月、上記ガイドラインが改訂された。

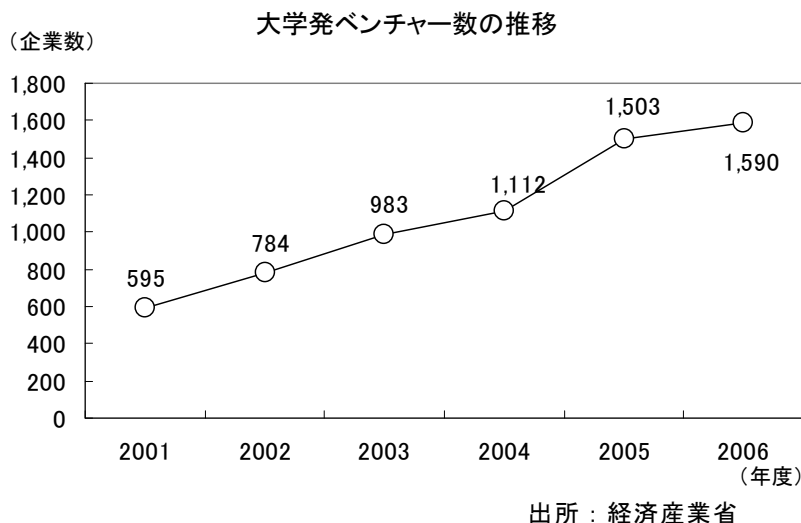
3. 事業化に向けての研究開発の促進

(1) 大学発ベンチャーの増加と経済効果

2001年5月、大学発ベンチャーを3年間で1,000社にすることを目標とした「大学発ベンチャー1000社計画」が掲げられた。その後、大学発ベンチャーの数は着実に増加しており、2007年3月末時点で1,590社に及んでいる。

これによる経済効果は、経済産業省の推計によれば雇用者数で直接効果が約

1.8万人、売上高が約2,800億円、間接的な経済波及効果も含めると約3.7万人、約5,200億円である。



(2) 大学におけるライセンス対価としての株式取得

2005年3月、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」が通知され、国立大学法人等における知財権のライセンス対価としての株式取得が可能になることが明確化された。

また、2006年3月に、国立大学法人等におけるライセンス対価としての株式及びストックオプション取得の現状について調査し、結果を公表した。

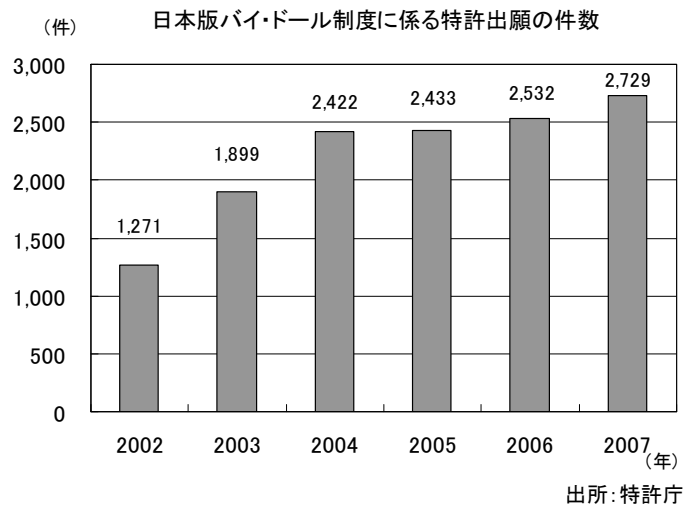
(3) 日本版バイ・ドール制度

国の委託研究開発において委託成果に関する知財権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度については、それが適用されるものの割合は年々増加しており、2002年度は88%であったものが、2005年度には99.9%に達した。知財権が受託者に帰属され、特許出願された件数は、2002年の1,271件から2007年には2,729件に達した。

また、2004年6月、国が制作を委託又は請け負わせたコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの。）に係る知財権について、受託者又は請負者に帰属させることができる「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（「コンテンツ促進法」）が成立し、2004年9月に施行された。

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、日本版バイ・ドール制度は産業活力再生特別措置法から産業技術力強化法に移管さ

れ恒久措置とされるとともに、その対象にソフトウェア開発の請負を追加することとされた。



(4) 産学連携に関する各種会議の開催

大学等及び産業界が産学連携の在り方について認識を深めるため、2007年度も、第6回産学官連携推進会議(6月)、イノベーションジャパン(9月)及び産学官連携サミット(11月)が開催された。

(5) 職務発明

職務発明に係る相当の対価に関し、特許法第35条が改正され、2005年4月に施行された。

2004年9月には、使用者等と従業者等が対価を取り決めるための手順を作る上で参考となるような手続事例集が作成・公表された。

これを踏まえ、民間企業や大学等において、職務発明規程の見直しが進められ、日本知的財産協会の調査によると、約95%の企業が基準の開示を行う仕組みを考え、70%以上(大企業では80%以上)の企業が改正特許法第35条の施行された2005年4月1日までに新しい職務発明規程を整備した。

また、2006年1月の特許庁のアンケート調査によると、企業等の96%が新職務発明制度を認識し、そのうち92%が対応済又は対応予定であると回答した(内訳は、大企業95%、中小企業86%、大学・公的機関79%)。

第2章 知的財産の保護

<保護の強化>

1. 新技術等の適切な保護

(1) 医療関連行為の特許保護

2004年11月、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における取りまとめを受け、2005年4月、特許庁は以下の審査基準を作成・改訂した。

i) 「医薬発明」の審査基準の作成

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として取り扱うこととした。

ii) 「産業上利用することができる発明」の審査基準の改訂

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。

(2) 実用新案の保護

2005年4月、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」(以下「特許審査迅速化法」という。)の一部が施行され、実用新案の保護期間が10年になるとともに、実用新案登録に基づく特許出願が可能となった。

(3) 医薬品の試験データの保護

2007年4月、新医薬品と同等の医薬品の承認申請に関し、医薬品の安全性等をより一層確保する観点から、新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間が6年間から8年間に延長されたことにより、結果として、新医薬品の試験データを保護する期間が延長された。

(4) 植物新品種の保護

2003年7月、登録品種の収穫物段階の権利侵害に対する罰則を設けること等とする改正種苗法が施行された。

2005年の同法の改正により、育成者権の存続期間について、永年性植物については品種登録の日から25年であったところを30年に、その他の植物について

は20年であったところを25年に延長した。また、育成者権の効力が登録品種の収穫物から生産される加工品にまで拡大された。

2007年12月に改正種苗法が施行され、登録品種でない種苗について登録品種である旨の表示や紛らわしい表示を付すことを禁止する制度及び登録品種の種苗に登録品種である旨の表示を付す努力義務が導入された。

(5) デザインの保護

2007年4月に改正意匠法が施行され、意匠権の存続期間が登録から15年から20年に延長された。また、情報家電等の操作画面のデザインの保護対象が拡大され、物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護されることとなった。

(6) ブランドの保護

2006年4月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について一定地域における周知性を満たすこと等を要件として登録を可能とする地域団体商標制度が導入された。

2007年4月に改正商標法が施行され、小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務商標として保護されることとなった。

2. 国際知的財産システムの構築

(1) 世界特許システムの構築に向けた取組

①特許審査ハイウェイ

第1庁で特許可能と判断された出願について出願人の申出により第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を我が国から諸外国に提案し、実施又は試行されている。2007年4月、韓国と、2008年1月、米国とそれぞれ実施。2007年7月、英国と、2008年3月、独国とそれぞれ試行開始。

②特許の審査結果の相互利用

2006年11月、我が国の提案により、日米欧三極特許庁の間で他庁の審査結

果の相互利用を最大限可能な範囲まで拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」の設置することで一致した。2008年3月の当該作業部会では、各庁の審査着手のタイミングに焦点を当てたプロジェクトであるSHAREなど各種ワークシェアリングプロジェクトについて主に実務的な観点からの検討を行った。

③実体特許法条約の制定に向けた取組

特許法の実体面についての調和を目指した「実体特許法条約」(SPLT)に関し、主要先進国は特許制度の調和に関する先進国会合を開催して検討を進め、2006年9月、先願主義への統一を含むSPLTの骨子案をベースに、条約草案の作成を行うことにつき一致した。2007年9月の先進国全体会合では、先願主義への移行、グレースピリオドの拡大等が含まれる議長提案の項目リストについて議論し、各国間で一定の理解が得られたものの、一部項目につき意見の相違があり、更なる検討を進めることにつき一致した。

④日米欧三極共通出願様式の策定

2007年11月の日米欧三極特許庁長官会合において、日米欧三極共通の出願様式について一致した。

(2) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力

①特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ

2007年9月、APEC閣僚会議閣僚レベル会合において、我が国が提案した審査協力、審査能力向上のための人材育成、機械化・情報化を柱とする「特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ」が閣僚共同声明に盛り込まれた。

②東アジア植物品種保護フォーラム

2007年11月、ASEAN+3農業大臣会合において、各国の植物新品種保護制度の整備と調和を進めるための技術協力、人材育成等を推進するための枠組みとして「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置が決定された。

③経済連携協定(EPA)交渉の推進

知的財産に関する規定を含む質の高いEPAの締結を目指し交渉を実施している。

これまで、2002年11月に日シンガポールEPA、2005年4月に日メキシコEPA、2006年7月に日マレーシアEPA、2007年9月に日チリEPA、2007年11月に日タイEPAがそれぞれ発効した。また、2006年9月に日フィリピンEPA、2007年6月に日ブルネイEPA、2007年8月に日インドネシアEPA、2008年4月までに日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定に署名した。

（3）知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の開催

2006年12月、遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について我が国として適切な対応が図ることができるよう、関係省庁で情報共有及び連絡調整を行う「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」が開催された。

（4）TRIPS協定の改正

2005年12月、WTO一般理事会において、公衆の健康の問題に対処するために強制実施許諾に基づいて生産された医薬品につき、一定の条件で他国へ輸出することができるよう規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の改正議定書が採択された。2007年6月に、TRIPS協定改正議定書の受諾の国会承認がなされ、同年8月に受諾した。

3. 知的財産の安定性・実効性を高める

（1）知的財産高等裁判所の発足

2005年4月、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（事実上の判断の早期統一）と技術等の知財に関する専門性への対応を高めることを目的として、知的財産高等裁判所が発足した。

知的財産高等裁判所には、4か部に加え、事実上の判断の早期統一を図るため、5人合議制（大合議制）の特別部も設置された。また、専門性の高い知財訴訟等を適切に処理するため、2008年3月末現在、知的財産に関する裁判所調査官11人と専門委員186人がそれぞれ任命されている。

なお、2007年1月から12月までの間、知的財産高等裁判所が新たに受け付けた件数は542件、既済件数は631件（うち大合議1件）である。

(2) 紛争処理機能の強化

2005年4月に「裁判所法等の一部を改正する法律」が施行され、知的財産関連訴訟の紛争処理機能が強化された。同法により改正された点は以下のとおりである。

- a) 知財関連事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化
- b) 知財権侵害訴訟の審理における営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化
- c) 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効審判の関係の整理

また、2007年4月には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が施行され、民間事業者の行う和解の仲介(調停、あっせん等)の業務を対象とした認証制度が開始された。

2007年12月に改正種苗法が施行され、育成者権の侵害訴訟における侵害行為の立証の容易化、損害及び損害額の立証の容易化がなされた。

(3) 質の高い特許出願の促進

業界団体や出願上位企業を中心に、特許庁と企業経営者や実務者等との間で意見交換が行われ、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を促した。2007年度は延べ350社以上と意見交換が行われた。

2006年7月、経済産業大臣と産業界の有識者が参加した「特許戦略懇談会」が開催され、産業財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し自由な意見交換が行われた。

(4) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化

特許権、意匠権、商標権、営業秘密、著作権等、育成者権の侵害に係る刑事罰の上限が引き上げられ、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった(著作権等に関しては2007年7月、育成者権に関しては2007年12月に施行された)。

実用新案権侵害罪及び商品形態模倣行為罪に係る刑事罰の上限も引き上げられ、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった。

(5) 農林水産省知的財産戦略本部

2006年2月、知財の積極的な活用による攻めの農林水産業の展開を目指し、農林水産省内に「農林水産省知的財産戦略本部」が設置された。

2007年3月、海外での育成者権の保護強化など今後3年間の実施すべき施策を取りまとめた「農林水産省知的財産戦略」が決定された。

4. 知的財産の権利付与を迅速化する

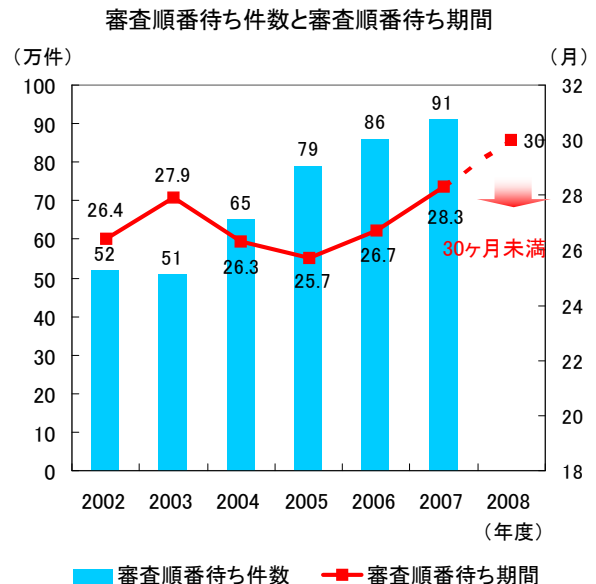
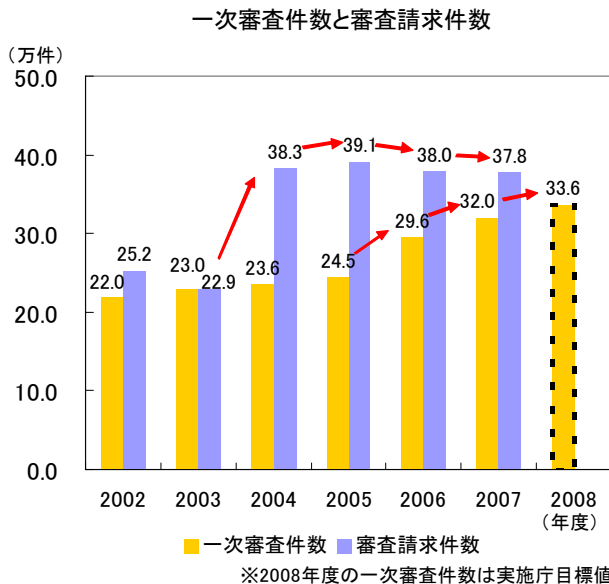
(1) 特許審査の迅速化・効率化

①目標の設定

2004年、特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロにするという最終目標を着実に実現するため、ピークを迎える2008年には順番待ち期間を29ヶ月台にとどめることを中期目標とし、2013年には11ヶ月を達成することを長期目標とした。2007年度の順番待ち期間は28.3ヶ月となっている。

*特許審査の順番待ち期間

審査請求から審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知）が出願人等に発送されるまでの期間。例えば、下記グラフにおいて、2007年度の審査順番待ち期間（28.3ヶ月）は、2007年度末である2008年3月に審査結果の最初の通知が出願人等に発送された全案件（約2.5万件）について、審査請求から出願人等への発送までの期間を算出し、その合計（72.0万月）を件数（約2.5万件）で除することにより、平均値として求めたもの。



出所：特許庁

②特許審査迅速化・効率化推進本部の設置

特許審査請求の急増に対応するため、2005年12月、「特許審査迅速化・効率

化推進本部」(本部長：経済産業大臣)が発足した。同本部において2006年1月に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」が、2007年1月に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」がそれぞれ策定され、年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数、先行技術調査の民間外注件数等について数値目標を定めるとともに、産業界に対する協力要請、中小企業への特例措置の周知等の措置を講ずることとした。

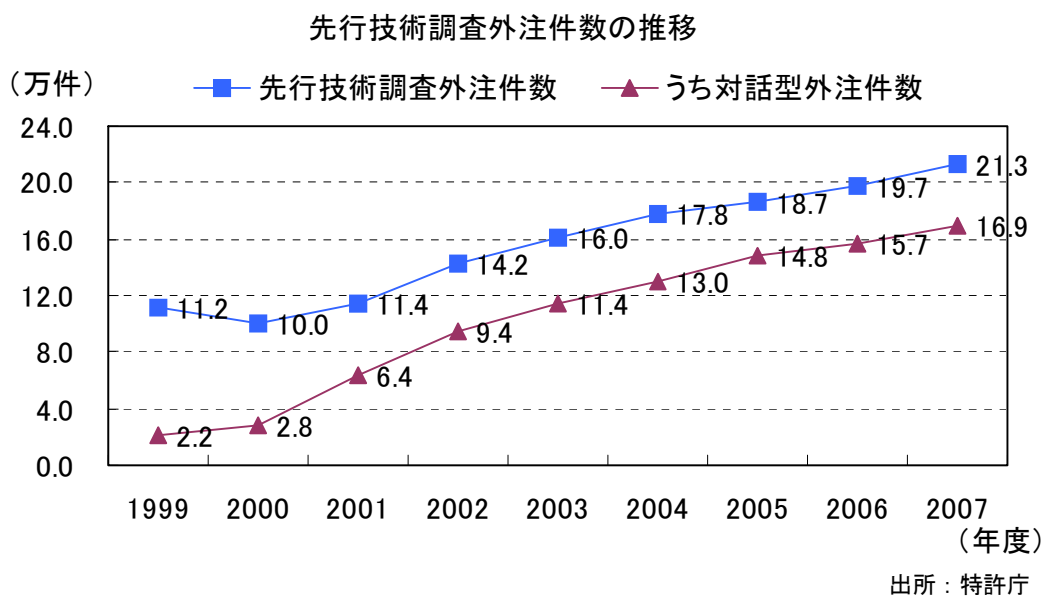
(2) 特許審査の処理能力の向上

①任期付審査官

2004年度から2008年度にかけて、特許庁における任期付審査官を毎年度98人ずつ増員した。

②先行技術調査の外注拡大

2004年10月に、「特許審査迅速化法」の一部が施行され、公益法人以外の者に対しても特許審査に必要な先行技術調査を特許庁から外注することが可能となった。2008年3月時点で8機関が登録されている。また、従来の登録調査機関も含め先行技術調査の外注は21.3万件に拡大した。このうち16.9万件が審査効率の高い対話型外注(直接対面で説明)で行われた。



(3) 出願・審査請求等の権利化活動の適正化

①企業の出願や審査請求等に関する情報の公表

企業における特許出願戦略を策定するに当たり参考となる情報として、2006年の特許行政年次報告書において出願件数上位200社の出願件数、審査請求件数、海外出願比率、特許率等の出願・審査請求関連情報が公表された。

②先行技術調査報告書の提示による審査請求料の減額制度

2005年4月、「特許審査迅速化法」の一部の施行により、特定登録調査機関の交付する先行技術の調査報告書を審査請求時に提示した場合には、審査請求料が減額されるようになった。

③出願取下げ・放棄時の審査請求料全額返還

2006年8月、これまで半額であった審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料の返還制度が1年間の期限付きで全額返還されることとなった。審査請求料の全額返還を開始した2006年8月から2007年7月末までの出願取下げ・放棄の申請件数は24,087件であり、前年同期比311.6%であった。

5. 利用者の利便性を高める

①早期審査制度の利用促進

特許及び実用新案出願については、対象の拡大や手続の簡素化、普及・啓発等により早期審査制度の申立件数は増加し、2007年には8,549件となっている。また、2007年の平均審査順番待ち期間は早期審査の申し出から2.2ヶ月となっている。

商標登録出願の早期審査については、2007年の申立件数は407件、平均審査順番待ち期間は1.3ヶ月となっている。

意匠出願については、2005年4月から早期審査の新運用が開始され、従来の早期審査制度に加え、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは直ちに審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1ヶ月以内に一次審査結果を通知することとされた。この結果、2007年の申立件数は59件となっている。

②特許情報の利用環境の整備

有益な特許情報を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（IPDL）に

において、2005年度に、審査で用いた先行技術情報等の試行的な無料提供が開始されるとともに、PDFファイルの一括ダウンロード機能の追加や高解像度の公報図面が掲載された公報の提供が開始された。

2006年度に、審査書類情報の提供対象を拡大するとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索する機能の追加などが行われた。また、特許審査官と同等のサーチ端末が工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置され、閲覧サービスが開始された。

2007年度に、全文テキスト検索機能の追加を行った。

③特許・商標関係料金の引き下げ

2008年4月に成立した特許法等の一部を改正する法律により、特許料を平均12%引き下げるとともに、商標の設定登録料等を平均43%引き下げることとなった。これらの引下げは、2008年6月に出願料等の引下げと併せて施行された。

④インターネット公報の発行

2006年1月から登録実用新案公報について、2007年1月から意匠公報について、インターネットによる公報の発行がそれぞれ開始された。

⑤インターネットを通じた料金の納付

出願等の手数料について、インターネットを通じた納付の受付が2005年10月から開始された。

また、2008年4月に成立した特許法等の一部を改正する法律により、特許料等手数料の納付に際し預貯金口座からの振替を可能とした（2009年1月運用開始）。

⑥知的財産関連法の英訳

政府の翻訳整備計画に従い、2007年4月末時点で産業財産権法や著作権法を始めとする知財関連法の英訳が電子政府のウェブサイトに掲載されている。

6. 技術流出を防止する

①営業秘密の保護

2004年1月、他人が有する製造技術や顧客リスト等の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定を盛り込んだ改正不正競争防止法が施行された。

2005年6月の改正では、営業秘密を国外で使用・開示した者の処罰や在職中に申し込み・請託を受けて退職後に営業秘密を漏洩した退職者の処罰、さらに、アクセス権限がない場合の営業秘密侵害罪の犯人が属する法人の処罰などが盛り込まれ、同年11月に施行された。

上記の法改正に伴い、2003年1月に公表された「営業秘密管理指針」が2005年に改定された。

また、2008年3月には、食品産業分野に特化した技術流出対策を紹介した「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」が公表された。

②戦略的なノウハウ管理のための環境整備

2006年6月、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン（事例集）「先使用権制度の円滑な活用に向けて」が公表された。

③大学等における輸出管理の強化

2008年1月、大学等における輸出管理体制の整備や管理を促進し、組織的な対応を図るため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」（大学・研究機関用）を作成し、大学等に周知した。

<模倣品・海賊版対策>

1. 外国市場対策

(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」

2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣（当時）から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。

2007年10月には、本条約の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い

国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始することとなった旨、日米欧等より同時発表がなされ、現在その早期実現に向け、関係国との協議が行われている。

(2) 侵害発生国・地域への対策

①外交当局の体制の整備

2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置（2008年4月には知的財産室に発展的に改組された。）され、2005年3月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

②官民合同ミッションの派遣

2002年からこれまで5度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、2008年2月、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、インド政府と知的財産権に係る問題について協議した。

③知的財産権の海外における侵害状況調査制度

2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。

④コンテンツ海外流通促進マーク（CJマーク）

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の制定したコンテンツ海外流通マーク（CJマーク）は2008年4月時点で、台湾、香港、EU、日本、米国、韓国において商標登録済であり、中国において出願中である。

CODAが主体となり海外の取締当局と連携した権利執行の成果として、中国、香港、台湾を対象に現地政府取締機関と共同で日本コンテンツの取締活動をしたと

ころ、2005年1月から2008年3月までの3年3ヶ月間で455万枚の海賊版を押収した。

また、2008年2月、香港税関等との協力の下、「CJマーク」を無断使用している海賊版DVD、CD等について商標権侵害による摘発に初めて成功。業界団体が統一マークを用いて海賊版DVD、CD等を商標権侵害で摘発する世界初のケースとなった。

(3) 国際的な連携

①諸外国・地域との連携

2004年6月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を策定し、同イニシアティブに基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

2004年11月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことで一致した。

2005年3月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が発表され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

2005年5月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことで一致した。

2006年4月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することで一致した。

2006年3月に策定され、2007年1月に改正された「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に基づき、第三国における在外公館等の知財専門家同士のネットワークの構築や知財保護に係る国際的な官民合同会議への共同参加が行われた。

2007年4月、日中両国政府は共同プレス発表を行い、知財権分野における対話と協力を強化し、知財権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

2007年4月、日米首脳会談において、両首脳は重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力の一つとして、知財権の促進及び保護について協力を強化

していくことを確認し、日米次官級経済対話等で、アジア・太平洋地域における模倣品・海賊版対策について意見交換を行った。

2007年6月の日・EU定期首脳協議において、「知的財産権の保護及び執行に関する日・EU行動計画」を発出し、模倣品・海賊版対策、特許、著作権、税関協力等を含む広範な知財分野での協力強化をしていくことで一致し、第三国における政府間の情報共有の強化等の分野で協力実施を進めている。

2007年12月、「日中ハイレベル経済対話」（閣僚級）において、官民合同訪中ミッションに基づく協力深化、各種協力プロジェクト等について協議を行った。

2008年4月、日・EU定期首脳協議の共同プレス声明において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」交渉加速を含む知財分野の協力を確認した。

2008年5月、日中首脳会談において、知財に関する法制度整備や人材育成のための協力の進展、中国の地方における法執行強化に向けた議論の進展を歓迎し、この動きを拡大することで両国首脳が一致した。また、「『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明」「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」において、知財権保護の重要性の確認、協力の強化などが言及された。

②多国間の取組

i) G8サミット

2004年6月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

2005年7月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」（仮訳）が発出された。

2006年7月、サンクトペテルブルク・サミットにおいて、独立した文書として「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」（仮訳）が発出された。

2007年6月、ハイリゲンダム・サミットにおいて、首脳宣言「世界経済における成長と責任」の中で模倣品・海賊版対策を含む知財保護の重要性が言及された。

ii) APEC

2003年10月及び2004年11月、アジア太平洋経済協力（APEC）の首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブに列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが作成された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続につき一致した。

2006年11月、APEC首脳会議において、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドライン（公衆周知及びサプライチェーン）が承認された。

2007年9月、APEC首脳会議・首脳宣言において、APEC地域における知財権の保護及び執行の強化を継続することなどにつき一致した。また、閣僚会議・共同声明において、「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」の策定がなされたことなどが歓迎された。

iii) 世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年から、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）及び世界知的所有権機関（WIPO）の開催による「世界模倣品・海賊版撲滅会議」がこれまで4回開催されている。2005年11月の第2回会議においては、新たな国際条約に言及したリヨン宣言が発出された。また、2008年2月の第4回会議において、模倣品・海賊版問題に対する我が国の取組などについて外務省ハイレベルより紹介を行った。

③当局間の連携

2004年11月、日本と韓国との間で税関相互支援協定が締結された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

2007年4月、「日中韓3か国関税局長・長官会議」が初めて開催され、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りの在り方等について議論がなされるとともに、当局間の連携協力体制を一層強化した。

2007年10月、「日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会」が初めて開催され、情報交換の促進、啓発活動の強化、権利者との協力等を含むアクションプランがとりまとめられた。

2008年1月、日本と欧州共同体（EC）との間で税関相互支援協定が締結さ

れた。

(4) 模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

(5) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

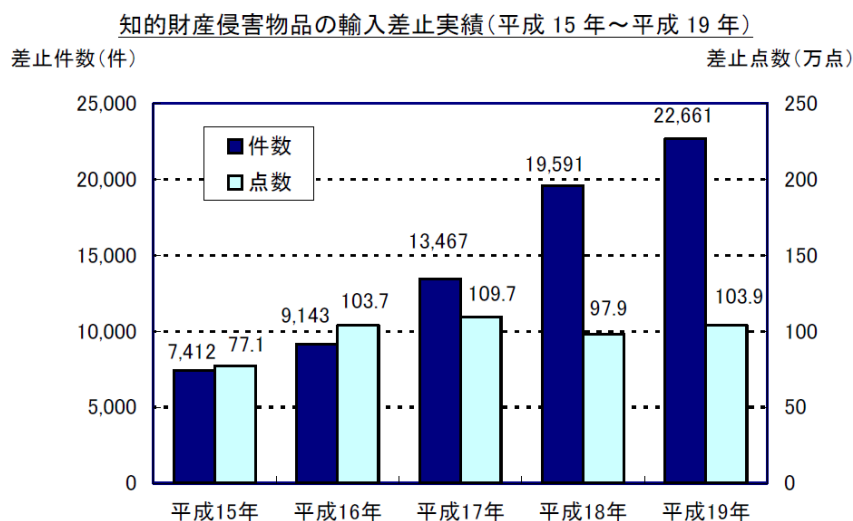
2004年12月、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画が「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定された。

2. 水際における取締り

(1) 税関による取締り

① 知財侵害物品の水際での取締実績

税関による知財侵害物品の水際での取締実績は、近年急増している。



(注) 一般商業貨物及び国際郵便物に係る侵害物品の差止件数及び点数を計上したものである。

出所：「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

②輸入の取締り

i) 輸入取締制度の改正

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。

2005年4月、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年7月、関連する通達が改正され、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化された。

ii) 輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

iii) サンプル分解制度の導入

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本（サンプル）を権利者に提供し、検査させることができる制度が導入された。

iv) 不正競争防止法と水際措置のリンク

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

③輸出の取締り

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入された。

2007年7月、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として「輸出」又は「輸出の目的をもって所持」する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の輸出取締制度が導入された。

④通過の取締り

2008年6月、一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合についても税関が取締りを実施することが可能となる制度が導入された。

⑤個人輸入・個人所持の禁止等に関する検討

2003年度から2007年度にかけて、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止を含む抑止策について、関税・外国為替等審議会、文化審議会、産業構造審議会、輸出入取引審議会などにおいて議論がなされ、既存の知財法体系全体のバランスや私的領域への立ち入り等を考慮し慎重な対応が必要との意見、個人使用目的を仮装した輸入の取締りを強化していく必要があるという見解などが示された。

(2) 税関の体制

①法律的・技術的専門性を伴った侵害判断の実施体制整備

2006年4月、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知財に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員として委嘱して意見を聴く制度（専門委員制度）が導入された。

2006年7月、関連する通達の改正により、輸入又は輸出差止申立ての受付時にその内容を公表し利害関係者から意見を聴取し、利害関係者から意見が出された場合には専門委員の意見を聴くことが明確化された。

2007年7月、専門委員制度の運用の透明性向上を図るため、同制度の運用指針が策定された。

②水際取締りに関する手続の利便性向上

2007年6月から、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合に、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みが導入され、認定手続が簡素化された。

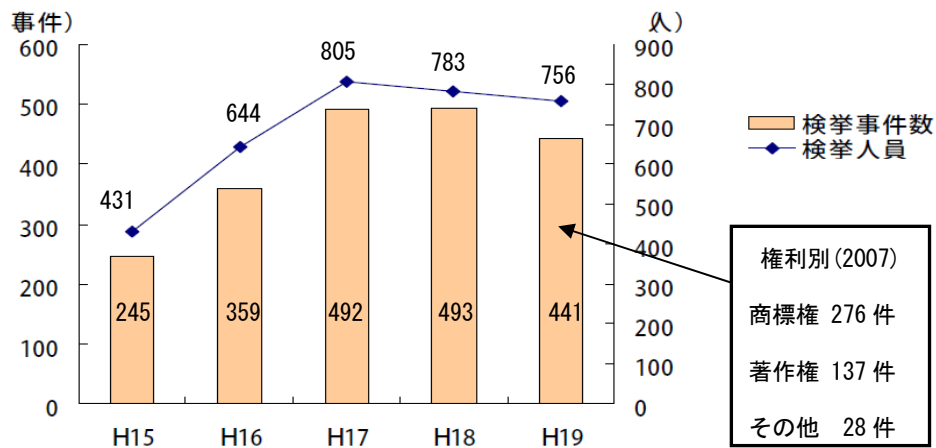
2008年4月、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取扱うことを可能とする制度が導入され、差止申立手続が簡素化された。

3. 国内における取締り

①警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙件数は近年増加している。また、警視庁等が模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度を導入している。

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況



出所：警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」

②育成者権侵害対策（品種保護Gメン）

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置された。2008年4月現在、品種保護Gメンは6ヶ所、16名体制に増員されている。

2006年4月に、品種保護対策課が種苗管理センターに設置された。

③映画盗撮防止法の施行

2007年5月、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が成立し、8月30日に施行された。

④不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

4. インターネット上の対策

(1) インターネットオークション対策

①特定商取引法の運用強化

2006年2月、「電子商取引等に関する準則」を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

2006年7月、特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDを経済産業省のホームページ上において公表することを開始した。

②プロバイダ責任制限法の運用強化

2007年2月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなる「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン」が策定された。

③オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

④権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われた。2006年4月、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書が取りまとめられた。

2008年3月、同協議会による2007年度活動報告が取りまとめられ、公表された。その中において、同協議会による取組に係る効果検証を通じ、初めてオークションサイトにおける商標権侵害品・著作権侵害品の出品率が示され、「分かりやすい知的財産権侵害品」については1%程度、「分かりにくい知的財産権侵害品」についてはゼロ近傍と極めて低い数値であることが判明した。

⑤情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるた

め、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」が構築され、運用が開始された。

(2) インターネット上の海賊行為への対策

①適法な音楽配信の識別マークの運用開始

2008年2月、社団法人日本レコード協会は、レコード会社が許諾した正規の音楽配信を簡単に識別できるマークとして、エルマークを制定し、その運用を開始した。

②ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害に対する対策の強化

2008年5月、ファイル共有ソフトによる侵害実態や課題などの情報を共有し、著作権団体と電気通信事業者が協同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された。

5. 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動

2004年6月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

2006年8月、知財に関する意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が公表された。それによれば、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答が50%近くに上ること、政府による消費者啓発活動の認知度が約50%に過ぎないこと等が明らかとなった。これを受け、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することが決定された。

6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制

(1) 政府内の連携

①模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに5回の会議が開催された。

2006年9月に開催された第4回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の実現に向けた基本方針、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強

化及び「模倣品・海賊版対策アクションプラン2006」が決定された。

2007年12月に開催された第5回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現など関係省庁が一体となった取組を推進するため、「模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について」が決定された。

②政府の一元的な相談窓口の整備

2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含め、2007年末までに相談件数は804件（2006年度は308件）に達しており、また総合窓口を設置して以降受付件数は年々増加している。

（2）官民の連携

2002年からこれまで5度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、2008年2月、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、インド政府と知的財産権に係る問題について協議した。（再掲）

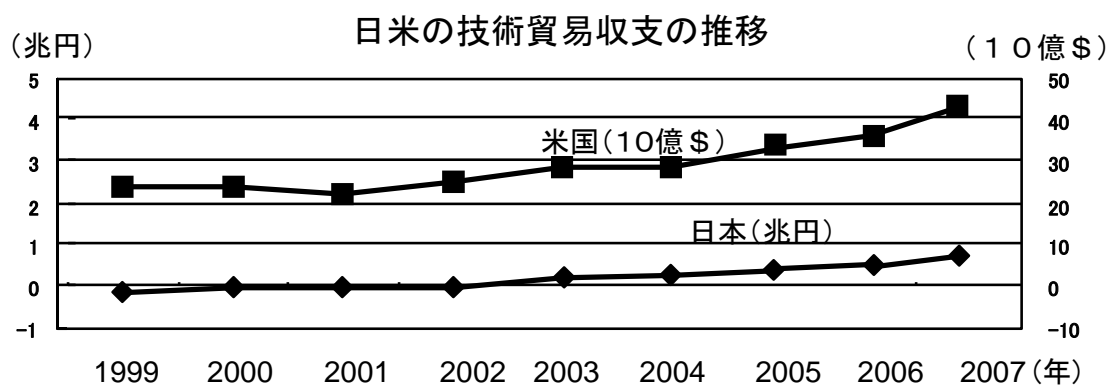
2007年11月、「模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会」が開催された。

第3章 知的財産の活用

<知的財産の戦略的活用>

(1) 知的財産の活用状況

2007年の特許庁「知的財産活動調査報告書」によれば、我が国に存在する特許権の約半分の特許が未利用と推定されている。技術貿易収支については、2003年に初めて黒字になり、2007年には過去最高の7,719億円の黒字となったものの、米国と比較するとその差は依然大きい。



出所：日本は、日本銀行「国際収支動向」、米国は、商務省“Survey of Current Business”

(2) 知的財産の情報開示

政府の「知的財産情報開示指針」や「知的資産経営の開示ガイドライン」を踏まえ、「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書を作成している企業は、2004年度は13社、2005年度は22社、2006年度は61社、2007年度は84社となっている。

(3) 知的財産の価値評価

2006年4月、日本弁理士会知的財産価値評価推進センターにおいて、知財価値評価手法の検討を実施するための特別部が設置された。

2006年7月、日本不動産鑑定協会において特許・商標・意匠の適正な評価システムについて報告書の取りまとめが行われた。

2007年3月、企業内の経営資源として知財の価値を位置づけ、知財活用の目

的や経営戦略を考慮に入れた評価実務が行われるように「中小企業のための知的資産経営マニュアル」、「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査」が公表された。

(4) 知的財産信託

①信託業法の改正

2004年12月に新信託業法が施行され、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関に加え株式会社にも拡大され、承認TLO(技術移転機関)やグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。

②知的財産信託のメリットや活用事例の紹介

2006年5月、知財信託制度の活用のメリットや活用事例が経済産業省ホームページ上で公開された。

2007年7月、グループ企業内における信託の届出・申請手続に必要な書類のサンプルが経済産業省ホームページ上で公開された。

③損害額の算定・推定

2006年5月、産業構造審議会知的財産政策部会において、特許権信託における損害額の算定・推定規定の適用に関し、「特許権信託における特許法第102条第1項、2項の適用に関する考え方」が公表された。

(5) 企業のライセンス活動の円滑化

①ライセンシーの保護強化

2005年1月に新破産法が施行され、第三者対抗要件を備えている知財権のライセンス契約については、破産管財人の解除権が制限され、ライセンシーの立場が保護されることとなった。

2007年4月、特許権又は実用新案権に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立した。

2008年4月、特許法等における通常実施権等の登録制度に関して、特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設や通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」

が成立した。

②知的財産権等ライセンス保険の利用促進

ライセンス先の破産や不払いなどライセンス料の回収ができない場合のリスクをカバーする日本貿易保険（NEXI）の知財権等ライセンス保険の引受け数（保険契約ベース）は、2008年3月末時点で59件となった。

③租税条約

知財権等の使用料に対する源泉地国課税を免除する内容を含む租税条約として2004年に日米新租税条約、2006年に日英新租税条約、2007年10月に改正日仏租税条約が締結された。また、知財権等の使用料に対する源泉地国課税を軽減する内容を含む租税条約として2006年に改正日印租税条約が締結され、2007年6月に改正日比租税条約が国会で承認され、また、2008年1月に日豪新租税条約及び日パキスタン新租税条約の署名が行われた。

（6）特許流通促進事業

工業所有権情報・研修館が現在実施している特許流通促進事業については、1997年4月の事業開始から2008年3月末までに、延べ954名の特許流通アドバイザーが都道府県や大学のTLO等に派遣され、2008年3月末までに10,672件のライセンス等の契約が結ばれた。また、工業所有権情報・研修館の試算によれば、特許流通促進事業による経済的インパクトは、2007年末で2,674億円とされている。

（7）知的財産担保融資

日本政策投資銀行の知財担保融資については、2008年3月末までの融資実績が約210億円、件数ベースで約310件に上っている。

（8）独占禁止法違反事件の処理

2002年、公正取引委員会に知財分野における権利の濫用行為等の独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足し、2008年3月末までに、知財分野の事案として法的措置が3件、警告が1件行われた。

(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化

①オープンソースソフトウェアに関する報告書の公表

2005年7月、情報処理推進機構において、「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」が取りまとめられ、オープンソースソフトウェアを利用する際のユーザー、ベンダーそれぞれのリスクの所在が明示されるとともに、リスク回避・低減のための解決策が提案された。

②ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則の公表

ソフトウェア分野の相互運用性を確保すること等によりイノベーションを促進するため、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」が取りまとめられ、2007年3月に「電子商取引等に関する準則」に追補された。

③ソフトウェア分野のイノベーションに向けた産業界の取組の促進

2006年9月、産業構造審議会が情報サービス・ソフトウェア産業の発展の在り方について取りまとめた「情報サービス・ソフトウェア産業指針」において、オープンイノベーションを促進するために必要な産業界における取組について提言が行われた。

(10) 事例集・マニュアルの公表

①知財戦略事例集の公表

2007年4月、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、それを具体的に実行するに当たり考慮すべき観点や留意点を示すことを目的とした「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」が特許庁から公表された。

②知的資産経営マニュアルの公表

2007年3月、中小企業の知財戦略の策定と実践に資するよう「知的資産経営マニュアル」が経済産業省から公表された。

③知的財産の流通・資金調達事例調査報告の公表

2007年12月、知的資産の中で重要なものの一つである知的財産に着目し、

その流通と資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告 ～目に見えない経営資源の活用～」が経済産業省から公表された。

(11) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針

2007年9月、知的財産の利用に係る制限行為について、独占禁止法上の考え方を一層明確化するため、「特許・ノウハウガイドライン」を全面的に改定し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が公正取引委員会から公表された。

(12) 移転価格税制に関するガイドラインの公表

2007年6月、移転価格税制上の運用の明確化を図るため、移転価格事務運営要領の一部を改訂した「移転価格指針（事務運営指針）」および移転価格事務運営要領（事務運営指針）の適用上のポイントを示す観点から、一定の前提条件を置いた事例の下での移転価格税制上の取扱いを取りまとめた「参考事例集」が国税庁から公表された。

<国際標準化活動の強化>

(1) 「国際標準総合戦略」の策定

イノベーションの促進、我が国の国際産業競争力の強化及び世界のルールづくりへの貢献を図るべく、2006年12月、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」が決定された。

(2) 産業界の意識改革に向けた取組

① 閣僚主催の懇談会の開催

2006年11月、企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と産業界トップによる「国際標準化官民戦略会議」が開催され、「国際標準化戦略目標」が決定された。

② 国際標準化活動の事例集の公表

経済産業省の委託事業により、国際標準化の事例や国際標準化への取組方法を示した「国際標準化活用のおすすめ（初版）」が作成され、2007年3月、公表された。

③事業戦略と標準化シンポジウムの開催

2007年3月、企業の経営者や第一線の管理者に対して標準化活動の重要性を普及・啓発するため、経済産業省と日本経済団体連合会との共催により、「事業戦略と標準化シンポジウム」が開催された。

また、経産産業省により、延べ125社の企業経営層等との直接対話が実施された。

④国際標準化に関するセミナーの開催

2007年11月、経済産業大臣及びISO事務総長等が出席の下、産業界等における標準化活動の重要性について普及啓発するため、経済産業省、日本経済団体連合会及び日本規格協会の共催による「国際標準化セミナー」が開催された。

(3) 国際標準化支援センターの設置

2005年4月、日本規格協会に国際標準化支援センターが設置され、国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成が進められている。

(4) 情報通信分野における標準化活動の強化

2005年7月、情報通信審議会において「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」が取りまとめられ、研究開発との標準化の一体的推進、国際標準化人材の育成支援活動の強化など標準化に係る推進方策が明らかにされた。

(5) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定

2005年6月、公正取引委員会において、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が策定、公表された。

(6) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定

技術標準に必須特許が含まれているかどうかを判断するため、2006年5月から、中立的な第三者機関である日本知的財産仲裁センターが判定業務を開始した。

(7) 関係府省庁連絡会の設置

国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における新たな分野に関

する関係府省庁間の連携をより一層強化するため、2007年3月、「新分野における国際標準に関する関係府省庁連絡会」が設置された。また、2007年12月に「国際標準に関する関係府省庁連絡会」を開催し、国際標準全般について関係府省庁間の連携強化を推進すること及び定期的な開催を行うことを確認した。

(8) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールの運用開始

国際標準化機関における知財権のルールに関して日本の意見が十分反映されるよう適切に働き掛け、ISO、IEC及び国際電気通信連合（ITU）の3機関共通の取扱いルールの運用が2006年3月から開始され、その取扱いルールの実施ガイドラインの運用が2007年3月から開始された。

(9) 国際標準化機関における議長・幹事等の獲得

2007年10月に行われたITU-R総会において、SG（Study Group）の構成の見直しが行われ、6つのSGのうち、1つの議長ポストと2つの副議長ポストを獲得した。

また、2007年、ISOにおいては4つのTC/SC（Technical Committee/Subcommittee）について、IECについては1つのSCについて、新規に幹事国を引受けた。

(10) 国際標準に関する内閣総理大臣表彰等の創設

2007年10月、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設するとともに、国際標準化活動関係者に対する「産業技術環境局長表彰」を創設した。「内閣総理大臣表彰」については1名、「産業技術環境局長表彰」については計34名が表彰された。

(11) 「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」の策定

アジア・太平洋地域における連携強化のため、2007年7月、アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」を策定した。

＜中小・ベンチャー企業の支援＞

（１）「知財駆け込み寺」の設置

２００６年７月に全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる知財に関する相談窓口が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みが整備された（約２,５００ヶ所）。また、経営指導員用のマニュアル「支援機関取り次ぎ先一覧」、「知財の手引き書」、事例集やＱＡ集が作成され、全国の商工会・商工会議所に配付された。

（２）支援制度の拡充

①特許料等の減免措置

２００４年４月、特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金（ＳＢＩＲ補助金）対象事業又は中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業が追加され、２００６年６月には「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった。また、２００６年８月には、別の減免の類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち、「設立１０年以内」の要件が撤廃された。

さらに、「資本の額又は出資の総額が３億円以下」を確認する書類について、従来の「定款又は法人の登録事項証明書」に加え、「前事業年度の貸借対照表」の提出によっても対応可能とすることとした。

減免制度の利用実績は、２００４年度は５,０１４件、２００５年度は６,３６６件、２００６年度は８,２９３件、２００７年度は１０,１４８件であり、大幅に利用が拡大した。

②先行技術調査の支援

２００４年６月から、中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。パンフレットの作成・配布、各種セミナーや説明会において制度のＰＲを行っており、利用実績は２００４年度は１,１９９件、２００５年度は１,７７９件、２００６年度は３,０８４件、２００７年度は５,０８４件であり、大幅に利用が拡大した。

③中小・ベンチャー企業支援機能の追加

中小・ベンチャー企業が早期審査制度や料金減免制度などの諸制度を有効に活用することができるよう、これらの制度に関するガイダンス機能を組み込んだ出願ソフトが2006年12月に公表された。

④海外における権利取得の支援

中小企業による海外での知的財産権取得に要する費用について、「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において中小企業技術革新制度（SBIR）の交付対象となるよう記載するとともに、中小企業庁より関係省庁に対し関係省庁連絡会議等を通じ要請を行った。

中小企業技術革新制度（SBIR）の利用実績は、2006年度は64件の特定補助金のうち24件、2007年度は89件の特定補助金のうち32件を国外知的財産権の取得に要する費用としての交付の対象としている。

（3）知的財産権に関する行動指針の策定

日本経済団体連合会により、他社の知財権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」が2005年7月に策定され、また、2007年4月に「企業行動憲章の実行の手引き」が改定され、知的財産の保護と尊重を求める旨が記載された。

（4）「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定

2004年3月、中小・ベンチャー企業向けに他者と取引・連携を行う際のノウハウ等の管理方法を示した「知的財産、企業秘密保持への指針」が策定された。2006年11月、同指針が改定され、大学への不実施補償や海外の企業や大学と取引・連携する際の対応方法が追加された。

（5）関連法の制定

2005年4月、中小企業が有する知財を適切に保護するために必要な施策を総合的に推進するよう努める旨の規定を盛り込んだ「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」が施行された。

2006年4月、高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関

する法律」が成立した。

2008年4月、利用者が弁理士を選択する一助となるような弁理士情報を公表する旨等の規定を盛り込んだ「弁理士法の一部を改正する法律」が施行された。また同年同月、中小企業を中心とする出願人の負担軽減を目的とした特許関係料金の引下げ等を盛り込んだ「特許法等の一部を改正する法律」が成立した。

＜知的財産を活用した地域振興＞

（１）地域知的財産戦略本部

地域の中小企業が知財を戦略的に活用することを支援するため、2005年度から、地域経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が整備され、地域の産業や大学の特性などをいかした独自の「地域知的財産戦略推進計画」が策定された。

「地域知的財産戦略本部」の実質的な活動レベルを高めるため、2007～2009年度を普及・発展期（第2段階）と位置付け、各地域の特性に応じ具体的な活動・成果目標を設けた行動計画が策定された。

（２）地方公共団体の知的財産戦略

2003年以降の政府レベルの動きと併せて、地方公共団体においても、地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。2008年3月時点で、30都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定している。

鳥取県は2006年4月、全国に先駆けて知財の創造等に関する基本条例を施行した。

大阪市や横浜市、宇都宮市、宇部市など都道府県以外の地方公共団体においても、知財戦略の策定や特許取得のための助成制度創設などの動きが広がっている。

地方公共団体の知財戦略策定状況

北海道	○	北海道知的財産戦略推進方策	三重県	○	三重県知的財産戦略ビジョン	熊本県	×	
青森県	○	青森県知的創造サイクル推進方策	福井県	○	福井県知的財産活用プログラム	大分県	○	大分県知的財産活性化指針
岩手県	○	岩手県知的財産戦略	滋賀県	○	滋賀県知的財産戦略プラン	宮崎県	×	
宮城県	○	みやぎの知的財産活用推進方策	京都府	△	【京都府中小企業応援条例】	鹿児島県	○	鹿児島県知的財産推進戦略
秋田県	○	秋田県知的財産戦略第2期戦略	大府府	○	大府府知的財産戦略指針	沖縄県	◇	H204施行に向け準備中
山形県	△	【やまがた科学技術政策大綱】	兵庫県	△	①【第3期兵庫県科学技術会議(答申)】②【ひょうご経済・雇用活性化プログラム】	札幌市	×	
福島県	○	うつくしま、ふくしまの知的財産戦略	奈良県	◇	H20.3策定予定	仙台市	×	
茨城県	○	いばらきの知的財産戦略	和歌山県	◇	H20.3策定予定	さいたま市	×	
栃木県	○	とちぎの知的財産活性化推進方策	鳥取県	×	とっとり知的財産活用プラン	千葉市	×	
群馬県	○	ぐんまの知的財産戦略	島根県	○	島根県知的財産活用戦略	川崎市	◇	H20.2策定予定
埼玉県	○	埼玉県知的財産戦略	岡山県	×		横浜市	○	横浜型知的財産戦略
千葉県	○	千葉県知的財産戦略	広島県	△	【広島県総合計画「元氣挑戦」プラン】	新潟市	×	
東京都	○	中小企業の知的財産活用のための東京戦略	山口県	×	20年度内策定に向け準備中	静岡市	×	
	△	【東京都産業振興指針】	徳島県	○	徳島県知的財産推進指針	浜松市	△	【浜松市創業都市構想】
神奈川県	○	神奈川県知的財産活用促進指針	豊川市	×	【科学技術振興ビジョン】の見直しで検討中	名古屋市	△	【名古屋市産業活性化プラン】
新潟県	○	新潟県中小企業知的財産活用プロジェクト	愛媛県	○	愛媛県知的財産戦略	京都市	×	
山梨県	○	やまなしの知的財産戦略	高知県	◇	計画パワコメ終了段階(20.1.17)	大阪市	○	大阪市知的財産活用推進計画
長野県	×	県庁内で必要性を検討中	福岡県	○	福岡県産業物知の知的財産戦略	堺市	×	
静岡県	×	県庁内WGの立ち上げ検討中	佐賀県	×	検討段階	神戸市	△	【神戸2010ビジョン】
富山県	○	富山県知的財産戦略	長崎県	○	長崎県知的財産戦略アクションプラン	広島市	×	
石川県	○	石川県知的財産活用プログラム				北九州市	△	【北九州モノづくり産業振興プラン】
岐阜県	△	【岐阜県産業振興ビジョン】				福岡市	×	
愛知県	○	あいちの知的財産創造プラン						

(注) ○=知財推進計画策定済み、△=総合的な産業振興計画の一部として知財を位置づけ済み、◇=本年度策定予定、×=検討中、未定

(参考) 都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取り組み状況に関する調査結果(特許庁 H20. 3. 4公表)

(3) 知的クラスター創成事業、産業クラスター計画

文部科学省では、2008年3月時点で、知的クラスター創成事業(第I期)を全国7地域、第II期を全国6地域で実施している。また、経済産業省の産業クラスター計画に基づき、2008年3月時点で、全国で18のプロジェクトが実施されている。なお、文部科学省、経済産業省、地方公共団体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」が地域ごとに設置され、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携が図られている。

(4) 地域資源の活用支援

2007年6月、地域の中小企業や組合が地域の強みとなりうる地域資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を進める取組を総合的に支援する「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行され、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化等を進められた。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

<デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する>

1. コンテンツ市場の規模

日本のコンテンツビジネスの市場規模は、2006年で約14.0兆円と2005年の約13.8兆円に比べて増加している。しかしながら、対GDP比で国際比較すると、日本は2.74%と、米国の3.56%に及んでいない。

コンテンツビジネスの国際比較（2006年）

	コンテンツ市場	GDP	コンテンツ/GDP
日本	0.12兆ドル	4.38兆ドル	2.74%
米国	0.47兆ドル	13.19兆ドル	3.56%
世界	1.21兆ドル	48.60兆ドル	2.49%

出所：PricewaterhouseCoopers, “Global Entertainment and Media Outlook:2007-2011”, 総務省統計局「世界の統計2008」, 外国為替レート1米ドル 116.29円（日本銀行公表2006年平均レート）

2. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦の促進

(1) 地上デジタル放送のIP再送信の開始

2006年12月、IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の扱いとするよう著作権法が改正された。また、2008年5月、地上デジタル放送のIP再送信が開始された。

(2) 通信・放送の融合時代に向けた取組

2007年12月、総務省の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」が、現行の「縦割り型」法体系を「レイヤー型」法体系に転換すること等を提言する報告書を取りまとめた。

(3) ICTを活用した新たなサービスの開発・実証実験

2008年1月、総務省が、「ICT改革促進プログラム」（2007年4月20日）及び「ICT国際競争力強化プログラム」（2007年5月22日）に基づき「ユビキタス特区」を創設し、「携帯端末向けマルチメディアサービ

ス」等の「新たな価値創造」につながる新しいICTサービスの開発・実証実験等を開始した。

3. 世界に目を向けたグローバルなビジネス展開の促進

(1) 「アニメ文化大使」事業の開始

2008年3月、アニメ文化大使の就任式を行い、在外公館等において日本のアニメ作品「ドラえもん のび太の恐竜2006」を上映することを通して、日本文化・社会を紹介し、諸外国における対日理解を促進する「アニメ文化大使事業」を開始した。

(2) 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催

2007年9月から10月までの40日間、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル2007」が東京を中心に開催された。「東京国際映画祭」、「東京ゲームショウ」、「国際ドラマフェスティバル」などの様々なイベントが連携して開催され、日本の各分野におけるコンテンツを総合的に世界に発信するとともに、ビジネス関係者やメディアを対象とした見本市や国際シンポジウムの開催によるマーケット機能の強化などが行われた。総入場者数は、約80万人であった。

(3) コンテンツグローバル戦略の策定

経済産業省の「コンテンツグローバル戦略研究会」において、映画、マンガ、ゲーム、アニメ、音楽などのコンテンツ産業のグローバル展開のための戦略の検討が行われ、2007年9月、コンテンツ産業が国際競争力を強化し、市場規模の拡大を図っていくための戦略である「コンテンツグローバル戦略」が取りまとめられた。

(4) 映画に関する協力覚書の締結

日本映像の国際展開の中心的団体として設立された日本映像国際振興協会（ユニジャパン）は、映画産業が配給や資金調達などで連携するため、2005年5月、フランス国立映画センター（CNC）と「日仏映画協力覚書」を、2007年6月、中国電影合作制片公司与「日中映画協力覚書」を締結した。

(5) 京都国際マンガミュージアムの設立

2006年11月、京都精華大学と京都市によって、マンガの収集、保管、展示及びマンガ文化に関する調査研究等を行う「京都国際マンガミュージアム」が設立された。同ミュージアムには、明治時代の雑誌や戦後の貸本から現在の人気作品に至るまで約20万点のマンガ資料が保存されているほか、マンガに関するワークショップやセミナーなども開催されている。

(6) アジアとの連携強化

2003年から2007年にかけて、アジア地域において各国の優位性を組み合わせたより豊かでかつ独創性のあるコンテンツ産業を創出することを目的として、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」及び「日台韓デジタルコンテンツ産業フォーラム」が開催された。また、2005年10月及び2006年5月、アジア各国のコンテンツ産業担当大臣及び専門家を集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」が開催された。

(7) 東京アニメセンターの設立

2006年3月、日本動画協会と45のアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に日本初のアニメ情報発信基地「東京アニメセンター」が設立された。同センターは、人気作品の上映やグッズ販売などにより国内外に情報を発信するほか、音声収録スタジオを利用した体験アフレコなど普及・啓発にも取り組んでいる。

(8) 音楽レコードの還流防止措置の導入

2005年1月、改正著作権法が施行され、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが我が国に還流してくることを防止する措置（還流防止措置）が導入された。還流防止措置を導入した後、2006年中に551タイトル、2007年中に668タイトルが、アジア諸国にライセンスされた。ちなみに、2007年に日本で発売された音楽レコードは約1万1,000タイトルである。

4. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通促進

(1) 放送コンテンツの二次利用に関する契約ルールの形成

2008年2月、実演家、放送事業者、映画製作者、番組製作会社を代表する団体・機関の首脳等で構成される「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」において、放送コンテンツの二次利用を促進するため、放送番組のネット配信に関する契約ルールや権利者不明の場合の対応などが合意された。

(2) 「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の開設

2007年6月、日本の映画やテレビ番組、アニメ、ゲーム、音楽、書籍、写真などのコンテンツに関する基本情報が検索できる「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」の運用が開始された。2008年5月現在、音楽コンテンツ約230万件、文芸作品コンテンツ約78万件、コミックコンテンツ約6万件、映像番組コンテンツ約2,400件、写真・美術・イラストコンテンツ約3,700件が登録されている。

(3) 権利の集中管理の拡大

2006年10月、日本芸能実演団体協議会・CPRAにおいて、IPマルチキャスト放送による同時再送信を含め、放送番組をインターネットで利用する際に使用されたレコードと映像に関する実演家の権利について一任型の集中管理を開始した。

同様に、日本レコード協会においても、レコードを録音した放送番組をインターネットで利用する際の送信可能化権について一任型の集中管理を開始した。

(4) 著作物の裁定制度の手続の見直し

2005年3月、裁定申請に必要な手続、申請様式例等を説明した「著作物利用の裁定申請の手引き」が公表された。また、申請者の経済的負担を軽減する観点から手続の見直しが行われ、不明な著作者を探す場合の一般への協力要請について、ホームページへの広告掲載でも可能となった。

(5) 業界の近代化・合理化

①放送番組の制作委託契約に関する自主基準の公表

2004年3月、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決めるなどの内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託に係る契約見本」が作成された。

2005年3月には、当該契約見本に対応した放送事業者による制作委託取引に関する自主基準が公表された。

②法律専門家の活用

2004年4月、法律家と事業者や創作者との交流活動等のため、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが設立され、2005年11月にNPO法人として認証された。2008年3月末時点で627名（うち弁護士364名）が本団体の会員となっている。

③「下請代金支払遅延等防止法」に基づく調査

コンテンツ等の情報成果物作成分野の下請取引について、公正取引委員会において、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査が実施され、2007年度は1件の勧告及び386件の警告が行われた。このうち、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託については、特別調査が実施され、41件の警告が行われた。

④独占禁止法役務ガイドラインの改定

2004年3月、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（役務ガイドライン）」が改定され、取引上優越した地位にある委託者が、コンテンツに係る権利の譲渡を事実上強制した場合や一方的に受託者によるコンテンツの二次利用を制限した場合などには、独占禁止法上問題となることが明確化された。

（6）利用とのバランスに留意した著作物の保護

2004年1月、改正著作権法が施行され、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後50年から70年に延長するなどの保護強化、教育機関等において許諾を得ずに著作物を利用できる範囲の拡大及び訴訟における権利者の立証負担の軽減等が行われた。2005年1月には、書籍・雑誌への貸与権の付与等が行われた。

また、2007年7月、改正著作権法が施行され、著作権等侵害に対する罰

則の強化等が行われるとともに以下の利用行為について、著作権者に無許諾で行えるようになった。

- ・ 視覚障害者に対する録音図書インターネット送信
- ・ 特許審査等における文献の複製
- ・ 薬事行政手続における文献の複製
- ・ 機器の保守・修理等におけるバックアップのための複製

(7) デジタル放送におけるコンテンツ保護方式の見直し

2007年8月、デジタル放送におけるコンテンツ保護方式について、それまでのいわゆる「コピーワンス」を見直し、元データを保存したまま、9回複製することができるいわゆる「ダビング10」ルールが情報通信審議会において答申された。

(8) 適法な音楽配信の識別マークの運用開始（再掲）

2008年2月、日本レコード協会は、レコード会社が許諾した正規の音楽配信を簡単に識別できるマークとして、エルマークを制定し、その運用を開始した。

(9) ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害に対する対策の強化（再掲）

2008年5月、ファイル共有ソフトによる侵害実態や課題などの情報を共有し、著作権団体と電気通信事業者が協同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された。

(10) 青少年の健全育成に向けた自主的な取組

2008年4月、携帯電話やPHSのサイトについて、青少年保護の観点から内容の審査・認定等を行うことを目的に、民間の第三者機関として「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」が設立された。

5. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境の整備

(1) 人材育成の進展

大学におけるコンテンツ分野の人材育成については、大学設置に関する抑制

方針の撤廃、専門職大学院制度の創設、学部等の改組に関する届出制の導入等の大幅な制度改正（2003年度）を背景として、各大学の自主的な取組が進んでいる。

2007年度には、例えば、立命館大学と京都府と映画会社との間で映像人材の育成等において連携を図る取組が開始された。また、東京藝術大学においてアニメーション専攻が創設されたほか、各大学においてコンテンツ関連学科の新設等による人材育成が開始、充実された。

（２）「映像産業振興機構（V I P O）」の設立

2004年12月、映像コンテンツ産業に係るクリエイター、プロデューサー等の人材育成、作品制作支援、起業支援、内外の市場開拓などを目的とした民間機関である映像産業振興機構（V I P O）が設立され、2005年5月にNPO法人として認証された。2007年度には短編映画製作のワークショップや実地研修を通じてクリエイターを育成する「若手作家育成プロジェクト」等の事業を実施した。

（３）コンテンツに関する研究開発の推進

2004年度から2006年度まで、科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの対象課題として、「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」が設定された。また、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」が採択された。

（４）資金調達手段の多様化

①商品ファンド法に基づく資金調達の活発化

2004年3月、ファンド組成に係る人的構成要件が緩和され、商品ファンド法の許可を受けて銀行や事業会社から資金を集め複数の映画制作費に充てる35億円のファンドが組成されたり、個人投資家から一口10万円で映画制作費10億円を集める取組などが進められている。

②信託業法に基づく資金調達の活発化

2004年12月に施行された改正信託業法を受け、金融機関以外の事業者

によって劇場用映画の著作権に信託を設定し、信託受益権を機関投資家に販売する資金調達方式が活用されている。

③日本政策投資銀行等の取組

2004年度に、日本政策投資銀行において、コンテンツ等の知的財産権を流動化する手法を用いた資金調達制度（知的財産有効活用支援事業）が創設された。

また、2004年5月、知的財産投資協議会により、コンテンツやエンターテインメント事業を対象とした公募型ファンドについて、投資家が会計処理や事業内容などの様々なリスク情報を把握できるようにするためのディスクロージャーガイドラインが作成された。

④金融商品取引法の成立

2006年6月、金融商品、サービスを横断的に規制する金融商品取引法が成立し、組合などいわゆるファンドについては、集団投資スキームとして包括的に定義がなされ、明確化された。

（5）フィルムコミッションの活動の活発化

フィルムコミッションが全国で設立され、ロケーション活動の円滑な進行を行い、地域の振興に寄与している。「全国フィルム・コミッション連絡協議会」は、地域におけるフィルムコミッション設立のための支援等を行っており、2008年4月時点で、100のフィルムコミッションが加盟している。

（6）「国際漫画賞」の創設

ポップカルチャーの文化外交への活用の一環として、海外で漫画文化の普及活動に貢献する漫画作家を顕彰するために「国際漫画賞」が創設され、2007年7月に授賞式が行われた。世界26か国及び地域より146作品の応募があり、19作品（12か国）が選考対象として入賞した。また、2008年度に実施される第2回においては、世界46か国及び地域よりあわせて368作品の応募があった。

6. コンテンツ促進法の的確な運用

2004年6月（一部の規定は9月）に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって、関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（コンテンツ促進法）が施行された。同法に規定されている「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、2005年にはキャンペーンキャラクター等に146件、2006年度にはeラーニングシステムの学習コンテンツ等に193件利用されている。

<日本の魅力をいかした日本ブランド戦略の推進>

1. 日本の魅力の発信とその基盤整備

(1) 分野横断的な日本ブランドの発信

2003年より、2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人とすることを目標に掲げ、食文化、工芸品、ファッション、マンガ、アニメなどを活用し、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンが実施されている。

2007年9月より、東京を中心に開催される映画・アニメ・ゲーム・マンガ・放送・音楽などの数々のイベントを、一定の会期中に開催し、日本の魅力、才能、商品を世界に発信する世界最大規模の統合コンテンツフェスティバルである「JAPAN国際コンテンツフェスティバル2007」が開催された。

2007年11月に奈良、京都、東京、福岡において、「文化の多様性」を大きなテーマに、開会式及び「歴史と文化遺産」「文化遺産と地震」「美術と文化」「映画と文化」といった4つの座談会から構成される「第5回国際文化フォーラム」を開催し、和英によるフォーラム広報ホームページ等により積極的に開催等の情報を発信した。

(2) 統計・海外情報の整備

外務省では、毎年度、外交政策への反映を目的として『海外における対日世論調査』を公表している。日本のイメージについて「豊かな伝統と文化を持つ国」、「経済力のある国」等の肯定的な回答が得られている。

その他、日本貿易振興機構（JETRO）、国際観光振興機構（JNTO）では定期的に、日本のイメージや、各国の市場実態等について調査・公表している。

国際交流基金では、2005年度から2006年度に韓国を、2007年度から2008年度にはドイツを対象とした日本に対する関心、情報源、対日イメージ等について調査している。

（３）外国人観光客への発信

ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、外国の方々から見て品質やデザイン等の観点から、特に魅力的なおみやげを選定する「VJC魅力ある日本のおみやげコンテスト」が2005年3月から開催されている。2008年2月末までに4回開催し、2007年度は、地元産原材料を使った食品、職人技、エコ、クールジャパンの4部門毎の部門賞、地域（VJC重点市場国・地域）賞の24品目が選定された。受賞商品は一定期間、成田・羽田・中部・関西の各空港内等において展示販売されている。

外国人旅行者等に安全で高品質な日本産農産物を積極的にアピールすることを目的として、2006年6月、成田国際空港に国産農産物販売店舗が開設された。

2007年より、海外からの関心が高い日本のストリートファッションと観光を連携させ、原宿において外国人観光客向けに代表的なショップ等を回る無料のウォーキングツアーが実施されており、2008年2月までに2回開催された。

（４）日本人の感性をいかした日本ブランドの発信

性能、信頼性、価格といった従来のものづくりの価値軸に加え、第4の価値軸として「感性」を提案する「感性価値創造イニシアティブ」が、2007年5月に策定・発表された。その後、2007年6月に「感性価値創造シンポジウム」を、8月25日に「感性価値創造トークセッション」が開催された。

また、新たな日本ブランドの確立に向けた諸活動を支援することを目的として、2005年1月に「新日本様式」協議会が設立され、10月に初年度の「新日本様式」100選53点、2007年度に63点が選定・発表された。展示会やセミナー等を通じて「新日本様式」の発信が行われている

我が国の生活関連製品の魅力を世界に向けて発信するとともに、我が国の生活関連産業が世界で通用するブランドを構築するため、2007年度から「生活関連産業ブランド育成事業（通称：sozo_comm）」が実施されている。また、全国各地の44社の商品が「sozo_comm 選定商品」に決定された。これらは、2008年2月にドイツ・フランクフルトで開催される生活用品の国際見本市「アンビエンテ」のジャパン・パビリオンにおいて、日本のライフスタイルを反映した統一的なコンセプトのもとで展示された。

2. 豊かな食文化の醸成

(1) 優れた日本食、食材の創出

食に関する人材育成については、2005年度には宮城大学に食産業学部、2006年度には女子栄養大学に食文化栄養学科が設置された。

外国人シェフへの実務研修については、2007年度も引き続き、日本料理アカデミー等の民間の活動が進展し、茶道等の日本の食文化の体験を含めた老舗料理店における日本料理研修、海外の料理学校における講習会やイベントなどが開催された。

2007年度に、日本食の料理人の技能の向上に向け、日本料理アカデミーにより「日本料理コンペティション」が開催された。

(2) 安心・安全な日本食、食材への信頼の向上

2006年11月、海外における日本食レストランの推奨の取組を検討するため、「海外日本食レストラン推奨有識者会議」が設置され、2007年3月、「日本食レストラン推奨計画」が策定され、同年7月、取組を主体的に実施する民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）」が設立された。2007年度までに台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルスに現地組織（支部）が設立された。また、2008年3月に「日本食レストラン国際フォーラム」が開催された。

2007年度に、日本の農産物のブランド化を図るため、和牛および日本産果実の統一マークが策定された。

(3) 優れた日本の食文化の再評価と国内外への発信強化

2005年度以降、海外の高級百貨店等に日本の農林水産物・食品等の常設

店舗が設置され（2007年度は9都市に設置）、日本食材の食べ方や文化的背景を普及するための一般消費者向けの料理講習会が開催された。

2006年10月に開始された「WASHOKU—Try Japan's Good Food 事業」により、2007年度までに23カ国の在外公館において、政財界要人や現地有識者等を招聘した日本食デモンストレーション、試食会等が実施された。

2006年度から、海外に在住し日本食や日本産の農林水産物の海外への普及などに貢献した功労者を表彰する「日本食海外普及功労者表彰事業」が開始され、2007年度には、5名が表彰された。

2007年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や日本文化会館等における日本食文化を紹介するイベント、海外の国際食品見本市等における日本の農林水産物・食品の展示・商談活動が実施された。

2005年6月に成立した食育基本法に基づき、2006年3月に「食育推進基本計画」が策定され、食文化の継承を推進するため、学校給食での郷土料理等の積極的な導入や知財立国への取組との連携等が盛り込まれた。同計画に基づき、2008年6月に第3回食育推進全国大会が開催されるなど様々な広報媒体や機会を通じた普及・啓発活動が行われている。

2007年度に、地域の食文化を発信するため「農山漁村の郷土料理百選」が選定され、ホームページ等により紹介された。

（４）食文化に関する民間主体の取組の促進

2005年4月、民間の食文化関係者からなる「食文化研究推進懇談会」が設置され、同年7月、日本食文化について国民の理解を促進し、海外に向けて発信するための具体的な行動計画「日本食文化の推進」が提言された。これまで、同提言に基づき、2006年2月に食文化フォーラムを開催するなど関連の取組が進められた。

3. 多様で信頼できる地域ブランドの確立

（１）地域ブランドの創出、発信の取組への支援

2007年6月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（中小企業地域資源活用促進法）が施行され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援が実施された。

2007年11月、民間の有識者や地域ブランドの取組主体、地域ブランド

支援者・支援団体等が集まり、情報交換や交流を行う「食と農林水産業の地域ブランド協議会」が設立された。

2007年度に、農林水産物・食品の地域ブランド化の先進的取組事例集や農林水産物・食品の地域ブランドの目指すべき姿と取組課題に関する検討報告書「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて」が作成され、関係者に周知された。

2008年3月時点で、44都道府県において地域ブランド認証制度が設けられており、育成支援等が実施されている。

(2) 消費者に対する地域ブランドの信頼性の確保

2005年度から導入された民間の取組である「地域食品ブランド表示基準認証制度（本場の本物）」に基づき、2007年度末時点で、11品目が認定されている。

2006年4月から導入された地域団体商標制度を活用し、2008年4月末時点で、373件の地域ブランドが登録査定されている。

4. 日本のファッションを世界のブランドとして確立

(1) クリエーションを活性化するための環境整備

i) 「東京発 日本ファッション・ウィーク」における新人デザイナー支援

2007年8月から開催した第5回では、有望な若手デザイナーに対し会場を無料で提供する支援に加え、東京から世界に向けて自らのクリエイションを発信したいという世界の若手デザイナーに対し発表の場を提供する「ヨーロッパで出会った新人たち」展を開催し6ブランドが発表した。

2008年3月に行われた第6回においても、同様に有望な若手デザイナーに対し会場を無料で提供する支援を行った。

また、2009年3月に実施する国内外の新鋭デザイナーに対し発表の場を提供する「Shinmai Creator's Project」事業の募集を2008年4月に行った。

ii) 中小繊維製品事業者への支援

目利きとなるコーディネーターが仲介し、技術力のある中小繊維製造事業者（匠）と優れたデザイナー（創）及び差別化素材を求めるアパレル・小売事業者（商）との連携を促進する商談会である、「クリエイション・

ビジネス・フォーラム」が2005年6月に始まり、2008年4月までに7回開催された。

iii) ファッション人材の育成

ファッション人材の育成については、2005年度から金沢美術工芸大学大学院、神戸ファッション造形大学等で人材育成が開始され、2006年度には文化ファッション大学院大学が開設された。また、ファッション産業人材育成機構との連携により、2007年度に青山学院大学、神戸大学、横浜市立大学、首都大学東京及び法政大学が、2008年度には、明治大学、日本女子大学、上智大学、東京経済大学がファッション講座を設置した。

(2) プロモーションの強化

i) 「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

2005年10月に、東京コレクションの時期と会場を集約するとともに、素材から差別化した独自性の高いブランドを総合的に発信する場として、「東京発 日本ファッション・ウィーク」を実施。2008年3月までに6回開催された。

ii) 海外展示会における活動

JETROでは、中国における販路開拓の場を整備するため、2004年11月から、これまで3回のアパレル展を開催した。また、2007年3月からは、北京市で開催される中国政府管掌で中国最大の「CHIC 2007」にジャパン・パビリオンとして参加した。「CHIC 2007」では、ジャパン・パビリオンへの来場者が3日間で8,000人を超えた。また、出品企業の95%が、中国ビジネスのチャンスにつながったと評価している。

2008年度からは、パリサロン展出展デザイナーに対する支援を行う。

第5章 人材の育成と国民意識の向上

(1) 知的財産人材育成総合戦略の第1期に関する評価

2008年3月、知的財産による競争力強化専門調査会において、「知的財産人材育成総合戦略」の第1期(2005年度～2007年度)に関する評価が審議され、第2期(2008年度～2011年度)に向けた重点戦略が取りまとめられた。

(2) グローバルな知的財産人材育成

2007年度の特許庁による研修生の受入れ及び専門家派遣では、アジア太平洋地域を中心に、官民合わせて215名の知的財産関係者を受け入れ、23名の専門家を派遣した。

2007年5月、韓国で開催された知的財産人材育成国際セミナーにおいて、日本における知財人材育成の取組を紹介し、2008年1月、ベトナムで開催された「WIPO知財教育・研修及び研究に関するコロキウム」において、日本における知的財産教育を紹介した。

(3) 知的財産専門人材の育成

①弁理士

我が国の弁理士試験合格者数は近年増加しており、2007年度の合格者数は613名である。この結果、弁理士数は、7,732名(2008年3月末時点)となっている。

2007年6月、「弁理士法の一部を改正する法律」が成立し、弁理士の資質の向上を図るため、2008年度から、弁理士登録をしようとする者に対する実務修習制度や既登録弁理士に対する継続研修制度が導入されることとなった。

特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記弁理士制度については、付記登録している弁理士数は、1,974名(2008年3月末時点)となっている。

②法曹人材

2006年度から、知的財産法を選択科目とする新司法試験が開始された。2007年度の新司法試験では、合格者1,851名のうち知的財産法を選択した者は298名であり、選択科目中第3位の合格者数であった。

2005年4月、知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指した全国規模のネットワークとして「弁護士知財ネット」が発足し、約1,000名の弁護士が参加している。

③企業等の先行技術調査者

工業所有権情報・研修館において、特許庁審査官のノウハウをベースとした特許や意匠の検索エキスパート研修を2005年度に1回(特許)、2006年度に7回(特許)、2007年度に6回(特許)、1回(意匠)実施され、合計で620名が受講した。

(4) 知的財産創出・マネジメント人材の育成

①経営者・経営幹部

2007年度に、近畿知的財産戦略本部において経営者10名程度をメンバーとする「近畿知財塾」が開催されるなど、経営者・経営幹部への研修・啓発が各地で行われている。

②普及指導員

農業者に接する機会の多い普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図るため、2007年度に、普及指導員の資格試験に知的財産権に関する設問を導入することが検討され、2008年度からの導入が決定された。

(5) 国民の知的財産意識の向上

①学校における知的財産教育

2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」、「音楽」、「技術」で知的財産教育が行われることとなった。

②地域における知的財産教育

各地域の発明教室や工作教室等において、若年層に対する創造性をはぐくむ教育が行われている。例えば発明協会では、全国47都道府県に203の少年少女発明クラブが設置され、9,000名以上のクラブ員が所属している。また、約2,000名の指導員がクラブの活動を支えている。

③知的財産を含めた消費者教育

2007年度に、消費者教育の総合的推進方策に関する調査研究会において、知的財産を含めた消費者教育の体系化が検討され、消費者教育の担い手の育成、教材の作成、消費者教育の連携体制の構築などに関して一定の結論がまとめられた。

(6) 研修機関における取組

工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会の7機関の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置され、第1回本会議が2006年3月に開催された。

同協議会は、2006年5月、2007年4月及び2008年3月に知的財産人材育成に関する提言を行い、2007年7月には知的財産人材育成シンポジウムを行った。また、2007年度から当協議会のウェブサイトを開設し、関係機関の研修情報を発信している。

(7) 教材・教育ツールの開発

①テキスト等の配布

2007年度に、専門高校・高等教育機関に対して約20万部の産業財産権標準テキストが配布され、初等・中等教育機関に対して約24万部の産業財産権副読本が配布された。また、全国の中学生3年生に対して約80万部の著作権読本が配布された。

②教材のダウンロード

工業所有権情報・研修館において民間向け研修で用いたテキストをホームページ上から無償提供するとともに、2008年度から特許庁向けに開発したIP・eラーニング学習教材を携帯端末で視聴可能なように環境整備を進めた。

③放送大学

2007年度から、放送大学において知的財産関連科目の面接授業が開始された。また、2008年度からは、知的財産関連科目の放送授業が開始されることとなった。

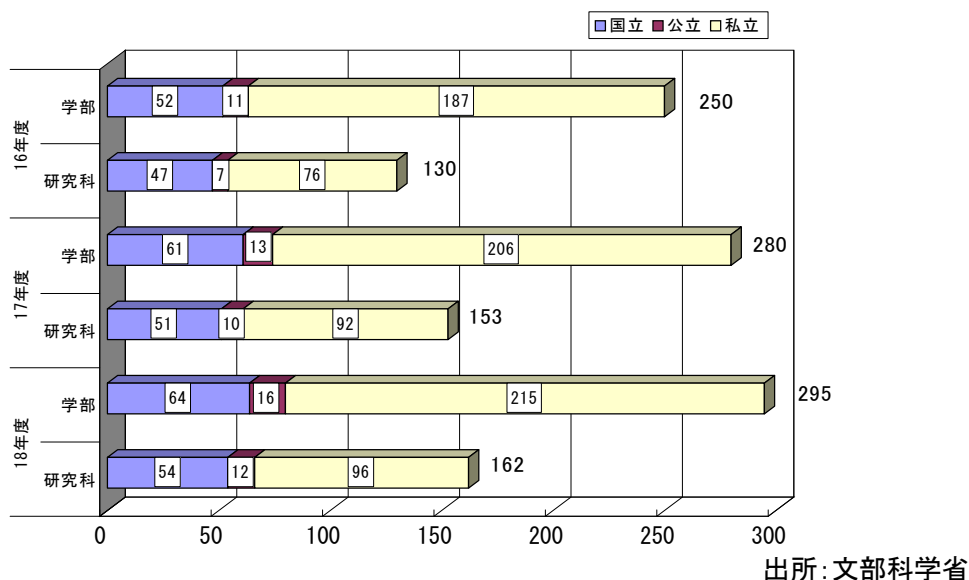
(8) 知的財産管理技能検定

2007年10月、職業能力開発促進法施行令等の一部改正が行われ、国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」が対象職種として追加された。実務スキルの向上及び評価、知的財産マインドの向上を図るために、実務能力を問う「1級」から知的財産人材の裾野拡大を図る「3級」までの3レベルの試験が用意されており、2008年7月から試験が開始される。

(9) 大学等における取組

①大学

知的財産に関する授業科目を開設している大学は、2006年度は学部レベルで295校、研究科レベルで162校である。



②専門高校

それぞれの学校において先生が独自に工夫した知的財産教育を実践する実験協力校が約340に達しており、工業・商業・農業高校において様々な知的財産教育が行われた。

③法科大学院

i) 知的財産法の講義

新司法試験制度における法曹人材養成機関としての法科大学院については、74校すべての法科大学院において、知的財産法関連の授業科目が開設されて

いる。また、2007年3月末において夜間授業を行っている大学は9校である。

ii) 理系及び芸術系の入学者

2004年4月から2007年4月までの法科大学院入学者数とその内訳は、次のとおりである。

	2004年4月入学		2005年4月入学		2006年4月入学		2007年4月入学	
法科大学院入学者数	5,767人		5,544人		5,784人		5,713人	
うち社会人	2,792人	48.4%	2,091人	37.7%	1,925人	33.3%	1,834人	32.1%
理系出身者	486人	8.4%	432人	7.8%	326人	5.6%	273人	4.8%
芸術系その他	233人	4.0%	178人	3.2%	170人	2.9%	156人	2.7%

出所：文部科学省

④知的財産専門職大学院

2005年4月、知財の名を冠する専門職大学院として、大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻〔入学定員30名〕、東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻〔入学定員80名〕が開設された。社会人学生も多く在籍しており、大学院での教育が知的財産実務に活用されている。

(10) 大学等への支援事業

①現代的教育ニーズ取組支援プログラム

2004年度から、公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」が設定され、2004年度には、岐阜女子大学、群馬大学、帝塚山大学、東京工科大学、三重大学、2005年度には、岩手大学、大阪教育大学、京都教育大学、札幌医科大学、フェリス女学院大学、山口大学、2006年度には、奈良女子大学、立教大学、早稲田大学、富山工業高等専門学校、宮城工業高等専門学校、2007年度には、九州大学、筑波大学、山口大学、立命館大学、福島工業高等専門学校の知的財産・コンテンツ関連の教育プログラムが選定されている。

②法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム

2004年度から2006年度まで、鹿児島大学、専修大学、中央大学、東海大学、日本大学の法科大学院において、2006年度から2007年度まで、大阪工業大学の知的財産専門職大学院において、知財に関する教育内容の充実等を図る取組が行われた。

③知的財産教育研究事業及び大学知財研究推進事業

2005年度と2006年度に、大阪工業大学、三重大学、山口大学において、知財教育の具体的実践手法の開発研究が行われた。また、2007年度には、株式会社三菱総合研究所、トムソンコーポレーション株式会社、長崎大学、広島大学、三重大学、山口大学において、大学等における知的財産の諸問題の調査・研究が行われた。

第6章 これまでに成立した知的財産関連法等

(1) これまでに成立した知的財産関連法一覧

2002年の知的財産基本法の制定以来2007年末までの間に成立した知財関連法は37本に及ぶ。また、2008年の第169回国会で成立した知財関連法は2本になる。

● 2002～2007年の間に成立した知財関連法（37本）

(2002年)

知的財産基本法

(2003年)

関税定率法等の一部を改正する法律

不正競争防止法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

民事訴訟法等の一部を改正する法律

(2004年)

関税定率法等の一部を改正する法律

消費者保護基本法の一部を改正する法律

破産法

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

知的財産高等裁判所設置法

裁判所法等の一部を改正する法律

信託業法

(2005年)

関税定率法等の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律

商標法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

食育基本法

不正競争防止法等の一部を改正する法律

(2006年)

関税定率法等の一部を改正する法律

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

意匠法等の一部を改正する法律

証券取引法等の一部を改正する法律（金融商品取引法）

信託法

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

(2007年)

関税定率法等の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

映画の盗撮の防止に関する法律

弁理士法の一部を改正する法律

放送法等の一部を改正する法律

●第169回国会で成立した知財関連法（2本）

(2008年)

関税定率法等の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

(2) これまでの検討経緯

- 2002年2月4日 小泉総理大臣施政方針演説
- 2月25日 知的財産戦略会議発足
- 3月20日 第1回知的財産戦略会議
- 4月10日 第2回知的財産戦略会議
- 5月22日 第3回知的財産戦略会議
- 6月14日 第4回知的財産戦略会議
- 7月3日 第5回知的財産戦略会議
知的財産戦略大綱決定
- 9月19日 第6回知的財産戦略会議
- 10月16日 第7回知的財産戦略会議
- 11月27日 知的財産基本法公布
- 2003年1月16日 第8回知的財産戦略会議
- 3月1日 知的財産基本法施行・知的財産戦略本部発足
内閣官房に知的財産戦略推進事務局を設置
- 3月19日 第1回知的財産戦略本部会合
- 4月18日 第2回知的財産戦略本部会合
- 5月21日 第3回知的財産戦略本部会合
- 6月20日 第4回知的財産戦略本部会合
- 7月8日 第5回知的財産戦略本部会合
【「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の決定、
専門調査会の設置】
- 10月8日 第1回権利保護基盤の強化に関する専門調査会
【2005年6月までに13回開催し、廃止】
- 10月15日 第1回コンテンツ専門調査会
【2007年5月までに9回開催し、廃止】
- 10月31日 第1回医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会
【2005年6月までに11回開催し、廃止】
- 12月11日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会
【報告書「知的財産高等裁判所の創設について」及び「特許審査
を迅速化するための総合施策について」の取りまとめ】
- 12月17日 第6回知的財産戦略本部会合

- 2004年4月9日 コンテンツ専門調査会
【報告書「コンテンツビジネス振興政策」の取りまとめ】
- 4月14日 第7回知的財産戦略本部会合
- 5月13日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会
【報告書「模倣品・海賊版対策の強化について」の取りまとめ】
- 5月27日 第8回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2004」の決定】
- 11月22日 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会
【報告書「医療関連行為の特許保護の在り方について」の取りまとめ】
- 11月24日 第1回コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループ
【2007年5月までに4回開催し、廃止】
- 12月16日 第9回知的財産戦略本部会合
【「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」の決定】
- 2005年2月25日 コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループ
【報告書「日本ブランド戦略の推進」の取りまとめ】
- 4月25日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会
【報告書「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策」の取りまとめ】
- 4月26日 第10回知的財産戦略本部会合
- 6月10日 第11回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2005」の決定】
- 11月1日 第1回コンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループ
【2007年5月までに4回開催し、廃止】
- 11月2日 第1回知的創造サイクル専門調査会
【2007年5月までに10回開催し、廃止】
- 12月9日 第12回知的財産戦略本部会合
- 2006年2月17日 知的創造サイクル専門調査会
【報告書「知的財産人材育成総合戦略」及び「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」の取りまとめ】

- 2月20日 コンテンツ専門調査会
【報告書「デジタルコンテンツの振興戦略」の取りまとめ】
- 2月24日 第13回知的財産戦略本部会合
【「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」の決定】
- 6月8日 第14回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2006」の決定】
- 12月6日 第15回知的財産戦略本部会合
【「国際標準総合戦略」の決定】
- 2007年2月26日 知的創造サイクル専門調査会
【報告書「知的創造サイクルの推進方策」の取りまとめ】
- 3月8日 コンテンツ専門調査会
【報告書「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」の取りまとめ】
- 3月29日 第16回知的財産戦略本部会合
- 5月31日 第17回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2007」の決定】